

## 《論 説》

## 法律家の地位と変動

—— その社会的な上昇と固定化、縁戚関係 ——

小 野 秀 誠

## I はじめに

## 1 法律家の地位と縁戚関係

(1) 法学者の経歴によると、親子や兄弟、あるいは近い縁戚で法律家や法学者という例は少なくない。とくに中世には多く、近代以降は減少したが、現在でも相当数がみられる。ドイツでは、フランスやスイスに例が多いというが、ドイツも例外ではない。

民法学者では、シュトル父子(父 Heinrich Stoll と子 Hans Stoll)の例があり、このシュトル父子については、紹介したことがある。民法学者と刑法学者では、エクスナーの家系が親子関係にあたり、教育学者の祖父も加えると、直系で3代の学者の家系となる<sup>1)</sup>。バーゼルの著名な法学者ホイスラーも、3代の学者であるが、法学者は、祖父(Andreas Heusler, 1802.3.8-1868.4.11)と父(Andreas Heusler, 1834.3.30-1921.11.2)であり、子(Andreas Heusler, 1865.8.10-

---

1) エクスナーについては、拙稿「19世紀後半以降のオーストリア法の変遷と民法」一橋法学15巻1号232頁参照。なお、日本にも、古くは、穂積陳重、八束の兄弟や、前者と穂積重遠の父子、箕作麟祥の一族といった著名な例は、かなり存在する。これらについては、改めて検討する予定である。

本稿では立ち入らないが、中世には、より多くの例があり、その一端は、大学の歴史でもうかがうことができる(近代の大学に関する独法105号29頁以下、49頁以下。中世の大学では、より多くの例がみられる)。

1940.2.28) は、ゲルマニスト=ゲルマン語学者であった。この場合には、親子の名前まで同一であるために、すこぶる紛らわしい。この中で、著名なゲルマン法学者は、父ホイスラーである。彼も、ドイツ語ではゲルマニストである<sup>2)</sup>。

(2) 古い例では、ほかに、ツァハリエ父子 (Karl Salomo Zachariae (Zachariae von Lingenthal), 1769.9.14-1843.3.27 と息子の Karl Eduard Zachariae von Lingenthal, 1812.12.24-1894.12.24) の例があり、20世紀では、ブロマイヤー父子 (父 Arwed Blomeyer と、子の Jürgen Blomeyer) の例などがある。これらの場合には、専門も近い。

比較的近時では、ヒッペル (父 Fritz von Hippel と子 Eike von Hippel) の例、あるいは、ウルマー (父 Eugen Ulmer と子 Peter Ulmer) の例、シーダーマイル (Schiedermaier) 父子の例がある。伯父・甥の例もあり、これらは、専門との関係で、興味深い研究対象ともなっている。

## 2 法律家の出自との関係

親子や近親関係が多いのは、決して偶然ではない。大陸諸国の階級的な固定はかなり強く、法律家においても例外ではない。法律家は、一面では、階級的な上昇の契機であるが (プロイセン法の注釈者 Koch がもっとも顕著な例である<sup>3)</sup>)、

---

2) ホイスラーについては、スイス法に関する別稿にゆずる。ほかに、パンデクテンの時代の Thöl も親子で著名であり (一橋法学12巻2号35頁参照)、また、利益法学の Heck と Tuhr は縁戚である (同11巻1号11頁参照)。

歴史法学の Friedrich Carl von Savigny (1779.2.21-1861.10.25) の孫の Leo von Savigny (1863.6.19-1910.5.10) も法学者である。また、法学者ではないが、前者の息子 Karl Friedrich von Savigny (1814.9.19-1875.2.11) は、プロイセンの外交官となった。Karl Friedrich Maria Stephan Adolf von Savigny (1855.5.25-1928.11.6) は、その息子である。中央党の政治家であった。

オーストリアでも、Valentin Puntschart (1825.2.7-1904.4.7) と息子 Paul Puntschart (1867.8.13-1945.5.9) の父子や Ignaz Piko (1828.6.24-1905.11.16) と息子 Oskar Pisko (1876.1.6-1939.12.2) 父子の例がある (ÖBL Bd. 8 (1982), S.336, S.99)。

3) Kochについては、拙稿「立法と法実務家の役割」同13巻3号16頁。拙著・ドイツ法学と法実務家 (2017年) (以下、【法実務家】) 144頁。

他面では、(かつ全般的にみれば) 固定性の高い階級でもある。20世紀の前半まではとくに固定的である。

法学者や法律家の縁戚だけではなく、法律家と他の専門の学者の場合もある。ドイツ民法典起草者の1人プランク (Gottlieb Karl Georg Planck, 1824.6.24-1910.5.20) と理論物理学者のプランク (Max Kal Ernst Ludwig Planck, 1858-1947, 1918年ノーベル賞受賞) は従兄弟である。また、ともにハンガリー系ドイツ人の刑法学者のリスト (Franz von Liszt, 1851-1919) と音楽家のリスト (Franz Liszt, 1811-1886) も従兄弟である。しかし、経済学者のリスト (Friedrich List, 1789-1846) は、ヴェルテンベルクの職人階級の出身であり、縁戚ではない。

別の例では、ユダヤ系の家系に、比較的多くの血縁関係がみられる。ウィーンのおフナー (Ofner) の一族や戦前では、エングレンダー (Engländer)、エレンツヴァイク (Ehrenzweig) の一族である。ただし、これは、時代的な特徴や、比較的差別の少ない職を選択せざるをえなかった社会的な制約によるところが多い<sup>4)</sup>。

## II 著名な法学者と血縁関係

### 1 グリム兄弟

(1)(a) 著名人では、古くにグリム兄弟がいる。グリム兄弟 (Jacob Ludwig Karl Grimm, 1785.1.4-1863.9.20; Wilhelm (Karl) Grimm, 1786.2.24-1859.12.16) は、一般的には、法学者としてよりも、童話収集家として著名である。旧1000

---

4) Ofner については、前掲論文(前注1) 238頁。

また、縁戚という意味では、姻族関係にも意味がある。ウイントシャイトとその女婿であるエルトマンとの関係は、前提論と行為基礎論の関係についても興味深い検討対象となる。これについて、【法学上の発見】152頁参照。ユダヤ系法学者では、多くの事例がみられるし、一般的にも、中世には多数の例があった。たとえば、マールブルク大学の初期の教授について検討すると、学内だけでも相当数がみられる。

マルク紙幣(2002年1月からユーロ導入)に兄弟の肖像画があったのもその趣旨であろう。生年は1年しか異ならないが、亡くなったのは弟 Wilhelmが先である。著名であるから、本稿で、この兄弟について、あまり立ち入る必要はないであろう。その父は、Philipp Wilhelm Grimm で、法律家で弁護士であった。

Jakob	1785	—————	1863
Wilhelm	1786	—————	1859

(b) H.グリム(Hermann(Friedrich) Grimm, 1828.1.6-1901.6.16)は、Wilhelm Grimmの息子である。法律家にはならなかった。1828年に、カッセルで生まれ、1841年から、ベルリン大学とボン大学で法律学を学んだ。ベルリンで執筆に携わり、1868年に、ライプチヒ大学で学位をえた。1870年に、ベルリン大学でハビリタチオンを取得し、1873年に、芸術史の教授となった。1901年に、ベルリンで亡くなった。

Unüberwindliche Mächte, 1867.

Leben Michelangelos, Bd. 1f. 1860ff, 19. A. 1922.

Leben Raphaels, 1872, 6. A. 1972.

(2) 同名の F. グリム(Friedrich Grimm, 1888.6.17-1959.5.16)は、グリム兄弟とは関係がない。1888年に、デュッセルドルフで生まれ、父は、鉄道の土地測量技師であった。ジュネーブ、ベルリン、マールブルク、ミュンスターの各大学で法律学を学び、1910年に学位をえた。1914年に、エッセンで弁護士となったが、第一次世界大戦に従軍した。フランスのラインラント占領に反対するルール地方の代表となった。1927年に、ミュンスター大学の員外教授となり、1933年から45年には、ライヒ議会の議員でもあった。1937年に、ベルリンの宮廷裁判所付きの弁護士で、Konrad Adenauerの弁護もした。専門は国際法である。ナチス犯罪を含めた大赦の支持者であった<sup>5)</sup>。1959年に、フライブルク(ブ

5) 著名なグリムについては、ゲルマニステンに関する別稿にゆずる。とりあえず、Scherer, Grimm, Wilhelm, ADB 9 (1879), S.690ff.; Neumann, Grimm, Wilhelm: NDB 7 (1966), S.77ff.; Scherer, Grimm, Jakob, ADB 9 (1879), S. 678ff. クライハイヤー・

ライスガウ)で亡くなった。著書に、Hitlers deutsche Sendung, 1934がある。

(3) ゲルマニステンでは、バイエレも兄弟で、すぐれた法史家であった。弟 (Franz Beyerle, 1885.1.30-1977.10.22) と兄 (Konrad Beyerle, 1872.9.14-1933.4.26) である。彼らについても、詳細はゲルマニステンに関する別稿による (独法104号34頁)。

## 2 ツァハリエ父子

(1) ツァハリエには、① Karl Salomo Zachariae (Zachariae von Lingenthal; 1769.9.14-1843.3.27) と②息子の Karl Eduard Zachariae von Lingenthal (1812.12.24-1894.12.24) のほか、以下の者がいる。①②は、ともに法史家であるが、現在では、①は、むしろフランス法の注解で知られている。

③ Theodor Maximilian Zachariae(1781.8.30-1847.7.22) は、法律家であり、①の弟である。彼は、1781年に、マイセンで生まれた。1805年に、ライプツヒ大学で哲学博士、ハビリタチオンを取得。1807年に、ヴィッテンベルク大学で私講師となった。1810年に、ケーニヒスベルク大学で、第4位の教授となった。1811年に、ブレスラウ大学教授、1820年に、Mackeldeyの後任として、マールブルク大学に招聘され、正教授となった。授業をしたのは、1823年までである。1823年に、その行為から解任され、刑事訴追をうけた (詳細は不明)。1824年に、年300ターラーの年金で、国や大学への権利を放棄した。1825年に、ザクセンの政府は、ライプツヒへの滞在を許可した。ライプツヒでは、私的な教師をした。1847年に、ライプツヒで亡くなった。マールブルク大学では、公法、自然法、ローマ法、ドイツ私法、封建法の講義をもった<sup>6)</sup>。

Universalia quaedam de possessione principia e iure romano collecta, 1805.

---

シュレーダー・ドイツ法学者事典(小林考輔監訳・1983年)104頁(菟原明)参照。

H.グリムについては、vgl. Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, 2003, S.200f.

6) Gundlach, Catalogus Professorum Academiae Marburgensis, 1927, S.124.(Nr.199).

De rebus mancipi et nec mancipi coniecturae, 1807.

Institutionum historiae iuris Romani lineamenta in usum lectionum, 1808.

Tabellarische Übersicht der zu einem vollständigen juristischen Kursus gehörigen Disziplinen, 1810.

Lehrbuch eines zivilistischen Kursus, 1810.

Über die Wissenschaften einer inneren Geschichte des römischen Privatrechts 1812.

Versuch einer Geschichte des römischen Rechts, 1814.

Institutionen des römischen Rechts, 1816.

Die Lehre des römischen Rechts vom Besitz und von der Verjährung, 1816.

Geschichte der Testamente und der Lehre von der Enterbung nach römischen Rechte, 1816.

Kurzer Abriss des Wechselrechts, 1819.

Philosophische Rechtslehre oder Naturrecht und Staatsrechtslehre, 1820, 2. A. 1825.

Allgemeiner Abriss des Pandekten-Systems, 1822.

Neue Revision der Theorie des römischen Rechts vom Besitze, 1824.

Sendschreiben an Seine Exzellenz den Herrn Staatsminister von Könnneritz gerichtet das öffentliche Verfahren vor dem Staatsgerichtshofe des Königreichs Sachsen betreffend, 1837.

④ Heinrich Albert Zachariae(1806.11.20-1875.4.29) があり、同人は、国法学者である。1806年に、Herbsleben/Bad Langensalzaで生まれ、1825年から、ゲッチンゲン大学で法律学を学び、1829年に、学位をえた。1830年に、ハビリタチオンを取得 (De fiducia, 1830)、1835年に、ゲッチンゲン大学の員外教授、1838年に、正教授となった。1848年に、暫定議会 (Vorparlament) 議員、フランクフルト国民議会の議員となった。1867年には、北ドイツ連邦のライヒ議会議員となった。国法学、刑訴法をおもな専門とし、プロイセン憲法上の予算論

争に関するラーバントの見解に影響を与えている<sup>7)</sup>。縁戚関係は明らかでない。

Grundriss des braunschweig-wolfenbüttelschen Privatrechts, 1832.

Über die rückwirkende Kraft neuer Strafgesetze, 1834. ほかに多数の業績がある。

⑤ Otto Zachariae(1848-1932) は、プロイセン高裁部長裁判官(preußischer Senatspräsident)であり、枢密顧問官の称号を有する(Geheimer Oberjustizrat)。

(2) 父の Karl Salomo Zachariae (Zachariae von Lingenthal; 1769.9.14-1843.3.27) はもっとも著名なツァハリエである。このツァハリエは、1769年に、マイセンで生まれた。彼の父は、著名な弁護士であり、婚姻裁判所の長官ともなった。そして、彼の1人息子の Karl Eduard Zachariae von Lingenthal は、のちに著名な法史家となった。

15歳の時に、ツァハリエは、ザクセンのマイセン侯国の高等学校(Fürstenschule St. Afra)に通った。ここは、のちに、彼の息子も通い、著名人では、法令集の編纂者シェーンフェルダー(Schönfelder, 1902.7.16-1944)が1916年6月に入学した学校でもある。

ツァハリエは、1787年に、ライプツヒ大学に入学した。ここで、まず哲学を学んだ。1792年に、彼は、ヴィッテンベルク大学に移り、ここでは、詩人・哲学者の Novalis (1772-1801) や詩人・文学者の Theodor Hell (1775 -1856) と交わった。1794年に、彼は、Magister の学位をえた。Magister を取得したことから、法学の入学資格者(Baccalaureus)として、1795年に、法学部に入り、哲学と法学の講義をうけた。1795年に、法学博士の学位をえて、1800年に、法

---

7) ADB 44, 617ff.; Stolleis, M., Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 2, Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, 1992, S.94ff.; Kleinheyer/Schröder, Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 1996, S.520.

ラーバントとプロイセンの憲法論争については、拙稿「法学上の発見と民法(3)」一橋法学11巻3号39頁参照。

学部の員外教授となり、1802年に、正教授となった。それとともに、彼は、ヴィッテンベルクの陪審職、および Niederlausitz (in Lübben) のラント裁判所の試補となった。

1806年に、ハイデルベルク大学（バーデン）の教授に招聘され、1907年に赴任した。ここで、彼は、フランス法に関する著名な著作、Handbuch des französischen Zivilrechtsを公刊した。今日では、このフランス法に関する体系書で名高い。この時期、ナポレオン戦争の結果、ドイツでも、ライン左岸に広くフランス法（民法典は1804年）が導入され、バーデンでも、それを模範とした民法典ができた時代であった（1810年）。同書は、ドイツにフランス法を紹介しただけではなく、フランスにおけるドイツ法研究の先駆けとなった（Aubry et Rau）。翻訳され、フランス法の体系書の基礎ともなっている<sup>8)</sup>。物権・債権の区別をとり入れた体系を採用している（物権が先行する）点に特徴がある。長く改定・使用され、7版（1886年）改訂版の編者は、ライヒ大審院判事の Karl Heinrich Dreyer である。ツァハリエは、ティボー（Anton Friedrich Justus Thibaut）とともに、この時期のハイデルベルク大学の名を

---

8) 拙著・専門家の責任と権能（2000年）196頁注55参照。ドイツ法学のフランスへの影響については、古くは、ツァハリエのドイツ語によるフランス法の注釈があり（Zachariä, Handbuch des Französischen Civilrechts, 1808）、同書は、Aubry et Rau（Cours de droit civil français, 5<sup>e</sup> et 6<sup>e</sup> éd., 12 vols. 1897）によってフランス語に訳され、大きな影響を与えた（拙著・危険負担の研究（1995年）53頁の注10、335頁の注8参照）。比較的後代の著作では、Crome, Die Grundlehren des französischen Obligationenrechts, 1894、および Saleilles, Théorie générale de l'obligation d'après le premier projet de Code civil allemand, 1901 がある（前掲書（危険負担の研究）338頁の注23、「ドイツにおける大学再建と法学教育の改革（4）」一論 117巻1号96頁とその注16参照）。比較的近時のまとまったものでは、Ferid, Das Französische Zivilrecht, 1971がある。

逆に、ドイツ内のフランス法の適用については、De la Grasserie, Code civil allemand, 1901; Müller, Le Code civil en Allemagne, Le centenaire du Code civil, 1804-1904, 1969, p.62; Schubert, Französisches Recht in Deutschland zu Beginn des 19 Jahrhunderts, 1977 を参照。



高めたとされている。

ツァハリエは、国法学の研究もしている。1816年に、ゲッチンゲン大学に、1829年には、ライプツヒ大学にも招聘されたが、彼は、これらの招聘を拒絶し、ハイデルベルク大学にとどまり、同大学を顕彰する *Für die Erhaltung der Universität Heidelberg* という本を著している。

ハイデルベルク大学からの代表として、彼は、バーデン王国の政治にもかかわった。また、新たな国法理論の代表者ともなった。彼は、バーデン王国の1824年から26年の間に出された刑法典の草案の作成にかかわり、バーデンのラント法の制定にもかかわった。バーデンの立法委員会のメンバーでもあった。その功績に対し、1818年に宮中顧問官の称号をうけた。1829年に、彼は、政治的な職は辞したが、なおハイデルベルク大学で講義を行った。死亡の前年、1842年に、von Lingenthalの貴族の称号をうけた<sup>9)</sup>。

業績は多い。

*Dissertatio de officiis perfectis* 1791.

*Über die wissenschaftliche Behandlung des römischen Privatrechts*, 1795.

*Origines comitorum quae in imperio Romano-Germanico celebrantur*, 1795.

*Grundlinien einer wissenschaftlich-juristischen Enzyklopädie*, 1795.

*Handbuch des kursächsischen Lehnrechts*, 1796, 2. A. 1823.

*Die Einheit des Staates und der Kirche*, 1797.

*Iuris publici germanici in artis formam redacti delineatio*, 1797.

*Rechtliche Bemerkungen über die durch Überschwemmung abgerissenen Sachen*, 1799.

---

9) 自伝 (Autobiographie, ca.1823, in Karl Eduard Zachariä von Lingenthal (hrsg.): *Biographischer und juristischer Nachlaß von Dr. Karl Salomo Zachariä v. Lingenthal*, 1843, S.3ff. 出版したのは②の息子である。150ほどの業績の目録がある。また、ツァハリエについては、William Fischer: *Zachariae, Karl Salomo*, ADB, 44 (1898), S.646ff.; Friedensburg, *Geschichte der Universität Wittenberg*, 1917.

- Über die vollkommenste Staatsverfassung, 1800.  
Geist der deutschen Territorialverfassung, 1800.  
Anfangsgründe des philosophischen Privatrechts, 1804.  
Versuche einer allgemeinen Hermeneutik des Rechts, 1805.  
Anfangsgründe des philosophischen Kriminalrechts, 1805.  
Annalen der Gesetzgebung und der Rechtswissenschaft 1806.  
Die Wissenschaft der Gesetzgebung, 1806.  
Handbuch des französischen Zivilrechts, Bd. 1f. 1808, 2. A. 1812, 3. A. 1824, 4. A. 1837, 5. A. 1853, 6. A. 1874, 7. A. 1886, 8. A. 1894.  
Anleitung zur gerichtlichen Beredsamkeit 1810.  
Das Staatsrecht der rheinischen Bundesstaaten und des rheinischen Bundesrechts, 1810.  
Entwurf zu dem Grundvertrage des durch den Pariser Frieden vom 30. Mai 1814 verheißenen deutschen Staatenbundes, 1814.  
Für die Erhaltung der Universität Heidelberg, 1817.  
De originibus iuris Romani, 1817.  
Über die Verpflichtung zur Aufrechthaltung der Handlungen der Regierung des Königreichs Westphalen, 1817.  
Die vierzig Bücher vom Staate, Bd. 1ff. 1820ff., 2. A. 1839ff.  
Über die Ordnung der Regierungsnachfolge in dem Herzogtum Sachsen-Gotha, 1824.  
Strafgesetzbuchs-Entwurf, 1826.  
Über die Statistik der Strafgerechtigkeitspflege, 1828.  
Über die Ansprüche Bayerns an Baden wegen der Grafschaft Sponheim, 1828.  
Welche Rechte hat der Gläubiger einer vorbehaltenen Rente?, 1829.  
Über das Schuldenwesen der Staaten im heutigen Europa, 1830.  
Die Aufhebung Ablösung und Umwandlung des Zehnten, 1831.  
Über Europas Zukunft, 1832.

Rechtsgutachten über die Ansprüche Augusts von Este, 1834.

Rechtsgutachten über die zwischen den fürstlichen Häusern Lippe und Schaumburg-Lippe obwaltenden Streitigkeiten, 1835.

Die Souveränitätsrechte der Krone Württemberg, 1836.

Rechtsgutachten über die Succession in das von dem Freiherrn Franz Ernst Hyazinth von Heeremann zu Zuydtwyck gestifteten Familien-Fideikommiss 1836.

(3) 息子の Karl Eduard Zachariae von Lingenthal (1812.12.24-1894.12.24) は、1812年に、ハイデルベルクで生まれた。のちに法制史家となった。父親 (Karl Salomo Zachariae) は、上述の著名な法学教授であった。生年は、サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779.2.21-1861.10.25) による著名な「立法と法律学」(Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, 1814) の時期であった。

父親同様に、マイセンの Fürstenschule Sankt Afraに通った。その後、ライプツヒ、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で、1829-34年の間、哲学、歴史、文献学、数学、語学、および法律学を学んだ。法律学は、ティボー、父親のツァハリエ、サヴィニー、Carl Mittermaier, Friedrich August Biener などから学んだ。とくに、サヴィニーと Biener の影響は、その学問的形成に寄与するところ大であった。ハイデルベルク大学の時には、1848年代の革命家である Friedrich Hecker や Albert Sprengelと交わった。後者は、フランクフルトの国民議会の議員である。また、シェイクスピア研究家の Karl Gisbert Friedrich von Vinckeとも交わった。法学部の学友である Theodor Hoffmeister (1812-1834) は、1832年に、ツァハリエの若い肖像画を描いている。

1834年に、国家試験に合格して、彼は、ピザンチンの手稿の研究のために、パリとブリュッセル、ロンドン、オックスフォード、ダブリン、エジンバラ、ケンブリッジに旅行した。1836年に、彼は、ハイデルベルクでハピリタチオンを取得し、1837年から38年には、アテネ、サロニカ、アトス山、コンスタンチノーブル、Trapezunt に研究旅行をした。1841年に、彼は、判決団 (Spruchkollegium, 19世紀以降は実質的に教養部) のメンバーとなり、1842

年には、ハイデルベルク大学の員外教授となった。

父親の死亡(1843年)後、1845年に、彼は、大学の経歴を捨て、ブランデンブルクの Großkmehlenの騎士領(上シュプレヴァルトの Ortrand)を取得し、ここで、農業の傍らに(農業では、化学的な農薬や肥料の重要性に着目し、種々の改良も行った)、1894年に死亡するまで、研究生活を送った。

Großkmehlen で、彼は、農業のほか政治活動も行った。1850年に、彼は、彼の Liebenwerdaの地区から、エルフルトの議会に選ばれ、Stahl 党、後に十字新聞党(Kreuzzeitungspartei)に属し、立法作業に参加した。エルフルトの議会の解散後も、同じ党に属し、1852-55年、1866年の議会でもそうであった。Cottbus-Großenhainerの鉄道の敷設にも功績があった。1869-76年、彼は、その取締役であり、鉄道会社の執行役であった。ツァハリエは、1894年に、上の Großkmehlenで亡くなった。Ortrand の駅には、彼の記念紋章が残されている<sup>10)</sup>。

業績として、Fragmenta versionis Graecae legum Rotharis Longobardorum regis, Heidelberg 1835.

Ius Graeco-Romanum (Sammlung), 1856f.

Historiae iuris Graeco-Romano delineatio cum appendice ineditorum, 1839.

Über die Unterscheidung zwischen servitutes rusticae und urbanae, 1844.

Über den Gesetzesentwurf die Gerichtsverfassung des Großherzogtums Baden betreffend, 1844.

Collectio librorum iuris graeco-romani ineditorum, 1852.

---

10) Stintzing/Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abt. 3, Halbband 2 Noten 1910, S.215; William Fischer, Zachariae von Lingenthal, Karl Eduard, ADB 44 (1898), S.653ff.ドイツ法学者事典331頁(Karl Salomo Zachariae v.Lingenthal)(猪股弘貴)。生業たる職を求めず、研究に没頭した例に、イギリスの博物学者ダーウィン(1809-82)がいるが、奇しくも、生年・没年も近い。当然相当の家産を必要とし、それのない近代の学者は、大学における tenure の獲得を必要とする。

Innere Geschichte des griechisch-römischen Rechts, 1856f., 2. A. 1864, 3. A. 1892.

Geschichte des griechisch-römischen Privatrechts, 1856ff.

### 3 3代のルンデ

(1) ルンデ (Justus Friedrich Runde, 1741.5.27-1807.2.28) は、1741年に、ハルツの Wernigerode で生まれた。父 (Johann Martin Runde) は、都市の法律顧問であった。1763年から、ハレ、ゲッチングンの各大学で神学と法律学を学んだ。1770年に、ゲッチングン大学で学位をえて (De confirmatione caesarea iuris primogeniturae in familiis illustribus Germaniae, 1770)、1771年に、カッセルの Collegium Carolinum の教授となり、1785年に、ゲッチングン大学の教授となった。1806年に、枢密司法顧問官の称号をうけた<sup>11)</sup>。

主著は Grundsätze des gemeinen deutschen Privatrechts 1791, 2. A. 1795, 3. A. 1801, 4. A. 1806, 5. A. 1817, 6. A. 1821, 7. A. 1824, 8. A. 1829. これは、ドイツ私法史の基本文献であり、版を重ねた。ドイツ私法の素材を物の本性 (Natur der Sache) によって再編した。すなわち、ゲルマン法を素材とする自然法的な体系化である。

ほかにも、多数の著作がある。

Über den Ursprung der Reichstandschaft der Bischöfe und Äbte, 1775.

Von dem Wahl- und Stimmrechte der Bischöfe auf Reichstagen, 1775.

Verteidigung der Todesstrafen, 1776.

Schaden und Nutzen der Monopolen, 1778.

---

11) Vgl. Stinzing-Landserg, III-1, S.451ff. III-2, S.321; Kleinheyer und Schröder, a.a.O. (前注7), S.507; Döhring, Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, S.436; Beaulieu-Marconnay, Runde, Justus Friedrich, ADB 29 (1889), 677ff.; Thier, Runde, Justus Friedrich, NDB 22 (2005), S. 257f.

Kroeschell, Zielsetzung und Arbeitsweise der Wissenschaft vom gemeinen deutschen Privatrecht, Wissenschaft und Kodifikation (hrsg. Coing) Bd. 1, 1974, S.249にも言及がある。

Anmerkungen und berichtigende Zusätze zu dem Burischen Lehnrecht, 1783.

Commentatio de Augustae imperatricis iure primariorum precum 1784.

Grundriss des braunschweig-lüneburgischen Privatrechts, 1789.

Appellationslibell in Sachsen, 1792.

Kurze Darstellung der Unrechtmäßigkeit einer Ausschließung vom Landtage durch die bei der ritterschaftlichen Kurie eingeführte Ahnenprobe, 1796.

Rechtliche Gutachten der Göttinger Juristenfakultät über das Verfahren der hochfürstlichen Regierung, 1798.

Beiträge zur Erläuterung rechtlicher Gegenstände, 1799ff.

Über die Erhaltung der öffentlichen Verfassung in den Entschädigungslanden, 1805.

(2) 息子のルンデ (Christian Ludwig Runde, 1773.4.26-1849.5.25) は、1773年に、カッセルで生まれ、1791年から、ゲッチンゲン大学で、法律学と歴史を学んだ。1795年に学位、ハビリタチオンを取得して、ゲッチンゲン大学の私講師となった。1799年に、オルデンプルクの文書官、1801年に、政府試補、1806年に、官房理事、リュューベックの政府顧問官となった。1814年に、オルデンプルクの政府委員会の委員、1817年に、司法参事官、枢密政府顧問官、1829年に、上級控訴裁判所の長官となった。1849年に、オルデンプルクで亡くなった。父の著作(上記の Grundsätze)の改定を継続した(1829年に8版)。自著の Deutsches eheliches Güterrecht, 1841 がある<sup>12)</sup>。

Commentatio de historia indole ac vi remediorum securitatis, 1794.

Abhandlung der Rechtslehre von der Interims-Wirtschaft auf deutschen Bauerngütern, 1796, 2. A. 1832.

Die Rechtslehre von der Leibzucht, Bd. 1f. 1805.

---

12) Beaulieu-Marconnay, Runde, Christian Ludwig, ADB 29 (1889), 674ff.; Kleinheyer und Schröder, a.a.O.(前注7), S.507.

Rechtliche Grundsätze über die Verteilung der Einquartierungslast, 1808.  
Kurzgefasste Oldenburgische Chronik, 1823.

Grundsätze des gemeinen deutschen Privatrechts,(父の著作の継続) 7. A.  
1824.

Patriotische Phantasien eines Juristen, 1836.

Über das Güterrecht von Ehegatten auf deutschen Bauerngütern, 1837.

Deutsches eheliches Güterrecht, 1841.

Gemeines Recht für Deutschland, 1845.

(3) 孫のルンデ (Justus Friedrich Runde, 1809.8.10-1881.4.2) は、1809年に、オルデンプルクで生まれた。ゲッチングェン、ベルリン、ハイデルベルクの各大学で、法律学を学び、1830年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。オルデンプルクで司法職につき、1838年に、Vechtaのラント裁判所の試補となった。1846年に、オルデンプルクの都市顧問会議の理事となった。1848年に、教会評議会の世俗会員、1853年に、上級教会顧問、行政改革と憲法改定の委員会の会員などをした<sup>13)</sup>。1881年に、亡くなった。

著作に、Bemerkungen zum Entwurf des Verfassungsgesetzes für die evangelische Kirche, 1849 がある。

#### 4 ギールケ、レーニング

(1)(a) ユダヤ系法学者の大御所であるデルンプルクは、母の Rosa Reinach (1811-1886) の家系を通して、法律家の Edgar Loening (1843-1919,ハレ大学の国法学・教会法教授), Richard Loening (1848-1913,イェナ大学の刑法教授) 兄弟やギールケと姻戚関係を有している。ギールケは、1873年に、Lili Loening(1850-1936) と結婚した。彼女の兄弟が、上述の法律学者の Edgar Loening と Richard Loening である<sup>14)</sup>。

---

13) Beaulieu-Marconnay, Runde, Justus Friedrich, Beaulieu-Marconnay, Carl Freiherr von, Runde, Justus Friedrich, ADB 29, 679f.

14) Loening, Edgar は、ハレ大学の国法・教会法学者である。ルター派とされる。PND: 117154350. Loening, Richardは、イェナ大学の刑法・刑訴法学者である。同じ

ギールケ (Otto Friedrich von Gierke, 1841.1.11-1921.10.10) は、1841年に、オーデル河口のシュテッティンで、5人兄弟の長男として生まれた。民法学者では、チーテルマン (Ernst Zitelmann, 1852.8.7-1923.11.28) も、同地の生まれである。ギールケとは、母を通じて、従兄弟の関係であった。ギールケの母方の祖父 Konrad Zitelmann (1814-89) は、著述家であり、枢密顧問官であった。ナポレオン戦争後のメッテルニヒの反動の時代の末期であった (1848年の3月革命で、メッテルニヒは失脚)。ギールケは、教会法学者 Rudolf Sohm (1841.10.29-1917.5.16)、刑法学者のビンディング (Karl Binding, 1841.6.4-1920.4.7) と同年の生まれである。

Brombergの高裁の裁判官であった父 Julius と、母 Therese Gierke (geb. Zitelmann) とは、ともに 1855 年に、コレラで死亡した。孤児となった兄弟は、シュテッティンの親戚に引き取られた。年少時に両親が早世し、親戚 (帝室裁判所判事ノイラート) に引き取られた境遇は、サヴィニーと同様である。ちなみに、コッホがコレラ菌を発見したのは、1883年であった。



(b) ギールケは、1857年に、ベルリン大学、ついでハイデルベルク大学で法律の勉学を始め、ベルリン大学では、Georg Beseler (1809.11.9-1888.8.28) のドイツ法の演習 (Übung) に参加した。1860年に、著名なゲルマン法史家である Carl Gustav Homeyer (1795-1874) のもとで、封建法 (Lehensrecht) に関する研究により学位をえた (De debitis feudalibus)。まだ 19 歳であった。1865年からは、司法修習生となり、1867年に、ベルリンで、師 Beselerのもとで、共同体 (Rechtsgeschichte der Genossenschaft) に関する論文で、教授資格をえた。その作成には、数カ月しかかからなかった。これは、のちに、



大著 *Deutsches Genossenschaftsrecht* の第1巻となった。彼は、チューリヒ大学の招聘を断り、1871年に、ベルリン大学の員外教授となった。そして、同年中に、ブレスラウ大学の正教授 (Ordinarius) となった。1882/83年には学長となった。

ギールケは、1873年に、上述の Marie Cäcilie Elise Loeningと結婚した。彼女は、出版業者 Karl Friedrich Loening (1810-1884) の娘であり、その兄弟は、ともに法律学者の Edgar Loening (1843-1919) と Richard Loening (1848-1913) である (この兄弟については、教会法に関する独法106号101頁参照)。

ギールケ夫婦の子どもらは、4人おり、長女 Anna von Gierke (1874.3.14-1943.4.3) は、社会教育学 (Sozialpädagogik) の開拓者であり、息子 Edgar von Gierke は、病理学者、息子 Julius von Gierkeは、法学教授であり、また法史学者であった。次女 Hildegardは、長女の活動を補助した。

ギールケは、1884年に、ハイデルベルク大学に移った。彼は、ハイデルベルクの学生団体 (Burschenschaft Allemannia) のメンバーとなった。ついで1887年に、ベルリン大学に招聘され、1902/03年には、その学長となった。ギールケは、1896年に開始されたドイツ法辞典の創設委員会 (Gründungskommission des Deutschen Rechtswörterbuchs, DRW) のメンバーともなった。さらに、社会政策学会のメンバーとして、法政策上の提言も行った。1911年には、世襲貴族に列せられた。

(c) ギールケも参加したドイツ法辞典の歩みは遅く、数年に1冊という間隔であり、その完成は、2036年と目されている (16冊)。1912年に刊行開始となり (法源のみ Quellenheft)。第1巻は、1932年であった。Band 1 (Aachenfahrtから Bergkasten) 1932; Band 2 (Bergkaueから entschulden) 1935; Band 3 (entschuldigenから Geleitleute) 1938; Band 4 (geleitlichから Handangelobung) 1951; Band 5 (Handanlegenから Hufenweizen) 1960; Band 6 (Hufenwirtから Kanzelzehnt) 1972; Band 7 (Kanzleiから Krönung) 1983; Band 8 (Krönungsaktから Mahlgenosse) 1991; Band 9 (Mahlgerichtから Notrust) 1996; Band 10 (Notsacheから Raeswa) 2001; Band 11 (Ratから Satzettel) 2007; Band 12 (Sauから)。

ゲルマニストの辞典編纂事業では、かねてドイツ語辞典 (Deutsches Wörterbuch) がある。これは、グリム兄弟 (Jacob Ludwig Karl Grimm, 1785.1.4-1863.9.20; Wilhelm Grimm, 1786.2.24-1859.12.16) によって開始され (1837年にハノーバー王の違憲行為に抗議したゲッティンゲン七教授事件によって免職となったことから、7人に包含されるグリム兄弟の編集によるドイツ語大辞典の計画が立てられた)、ドイツ語聖書 (1522年) の翻訳者であるルター (Martin Luther, 1483-1546) から、グリムからさほど古くはないゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe, 1749-1832) までの著作から集められた近代高地ドイツ語の語彙のすべてを網羅しようとする膨大なものであった。そこで、グリムの死後100年近くたって、1960年代にようやく完成した。

ドイツ法辞典もまた、遠大な作業となることが予定されている。また、中世のゲルマン法源の集成作業では、Monumenta Germaniae Historica (MGH, lat. Geschichtliche Denkmale Deutschlands) がある。

(d) ギールケは、1895年から、ドイツ私法の体系書を公刊し始めた (Deutsches Privatrecht, 1905, 1917)。また、1907年に、ハーバード大学の名誉教授号 (doctor honoris causa) をうけた。ギールケは、1909年に、ベルリン法曹協会 (Juristischen Gesellschaft zu Berlin) の会長となった (死亡の1921年まで)。その後任は、1928年から31年の会長は、Theodor Kipp, 1931年から33年は、Ernst Heymann である。

ギールケは、1921年、ワイマール共和国 (1918年11月に第一次大戦休戦、1919年7月31日にワイマール憲法を採択) の発足まもない時期に、ベルリンで亡くなった。住居のあったベルリンのシャーロットンブルクには、彼と社会学者の娘の Anna von Gierke の記念板が残っている (Berliner Gedenktafel in Charlottenburg, Carmerstraße 12)。また、その墓は、ベルリンの Kaiser Wilhelm Gedächtnis Friedhof にある。ここには、娘 Anna von Gierke や経済学者 Gustav von Schmoller (1838-1917) の墓もある<sup>15)</sup>。

---

15) ギールケとゲルマニステンとの関係については、ゲルマニステンに関する別稿にゆずる。簡単には、拙稿「立法と法実務家の意義」商論83巻4号119頁、135頁。また、Bader, Karl Siegfried, Gierke, Otto Friedrich von, NDB Bd.6 (1964), S.374ff. 邦文の

(2)(a) ギールケは、歴史的分析によって、共同体法の概念を発展させた。共同体法は、もともと、師 Georg Beselerによって始められた概念である。彼は、ベーゼラーと同様に、歴史法学派のゲルマニステンに属する。この共同体法の研究によって、共同体法の父といわれる。彼は、共同体的団体 (der genossenschaftlichen Verband (Sippe, Familienbund, im Mittelalter dann Körperschaften)) と、支配機構の団体 (herrschaftlicher Verband (Lebensverbänden, später Anstalten,これは、今日の国家や、公法的な団体である Anstalten öffentlichen Rechts)) を区別した。共同体は、自由な合意にもとづく団体であり、Franz Oppenheimer (1864-1943) のような社会学では、水平的な社会関係としての共同体を意味している。

個人とその自由を基礎とするローマ法によって、絶対主義の時代後には、ドイツ法の共同体的な社会構造が破壊されたとされる。ギールケは、人間をおもに社会的な存在 (als soziales Wesen) と理解することによって (vgl. Aristoteles' zóon politikón)、個人主義の初期の批判者となったのである。

法人实在説 (Theorie von der realen Verbandspersönlichkeit) は、ギールケに遡る。それによれば、民法的な団体は、法的な取引において、自律的な法主体として現れる。ギールケは、これによって、ローマ法的で、純粹の契約関係としての社会関係 (societas) や法的な主体性がたんに擬制されたものであるとする概念に反対したのである。また、それによって、団体法の発展と総有理論 (ド民705条以下) の礎石を築いたのである。19世紀後半の団体の発展を反映した学説であり、支配的な地位を獲得した。

他面で、ギールケの理論は、今日なお民法典に影響を与えている。すなわち、ドイツ民法 26 条2 項1 文2 では、団体の理事が「法定代理人の地位」を有すると述べている。立法者は、これにより、ギールケの理解から生じる、団体は自分の機関 (Organe) を有するとの理解 (機関理論 Organtheorie) と、とくにサヴィニエ的な、団体はたんに代表者の行為の帰結にすぎないとローマ法

---

ものでは、前掲・法学者辞典(前注10) 92頁(半田正夫)、勝田有恒=山内進編・近世・近代ヨーロッパの法学者たち(2008年) 349頁(屋敷二郎)。

的理解(代理説 *Vertretertheorie*) との対立を避けようとしているのである。

(b) ドイツ民法典54条によれば、権利能力なき社団 (*Vereine, die nicht rechtsfähig sind*) には、組合 (*Gesellschaft*, 705 条以下) の規定が適用される。古い団体観にもとづくものであり、法による権利能力の付与を団体性に直結するものである(法人擬制説)。権利能力がなくても、団体的把握ができるとする団体観 (*Gierke* などの法人実体説) とは異なる。しかし、団体であっても、権利能力がないことはありえる。わが法の下でも、かつての旧中間法人法の制定までは、根拠法がないために権利能力を取得できない団体が多数存在した。こうした団体につき、組合ではなく、可能な限りで法人と同じ扱いにすることが実在説の結果となる。ドイツでも、医者、弁護士、自由業の団体、共同プロジェクトのための企業の共同体など、多数人が、共通の目的のために結合し団体的活動を行う場合がある。これを民法社団という (*BGB-Gesellschaft*, あるいは *GbR*)。人的団体の基本形態とされる。内容は、おおむねわが権利能力なき社団に相当するが、ドイツ民法で、権利能力なき社団に組合の規定が適用されることを回避するために、とくに区別するために造られた概念である。これについては、*Flume* の功績が大きい<sup>16)</sup>。連邦〔通常〕裁判所 (*BGH*) は、2001年の判決において、この民法団体の当事者能力と権利能力を肯定した (*Urteil vom 29. Januar 2001 - II ZR 331/00, BGHZ 146, 341*)。事案において、原告は、民法団体である *ARGE* と構成員に対し、手形債務の請求をしたが、原審である *OLG* は、従来判例に従い、団体に対する訴を否定していたのである。

ギールケは、ドイツ法的な所有権概念をも主張し、ローマ法的理解に反対している。これは、ワイマール憲法やボン基本法の「所有権は基礎づける」(*Eigentum verpflichtet*) の源ともなっている。ゲルマン法は、民法を超えて、むしろ憲法に影響したのである。また、社会法概念も、ギールケに由来する。ギールケは、有機体的な国家理論 (*organische Staatstheorie*) の支持者である。これは、弟子のプロイス (*Hugo Preuß, 1860.10.28-1925.10.9*) にも引き継がれ

---

16) *Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts* (Bd. 1, Teil 1. *Die Personengesellschaft*, 1977, § 4, S.50ff.

た。また、人格権 (Personalitätsrecht) 保護の提唱者でもある。

主著は、Das deutsche Genossenschaftsrecht, 4 Bde., Berlin 1868, 1873, 1881, 1913; Deutsches Privatrecht, 3 Bde., Leipzig 1895 であるが、前者は合計で、3500頁にもなる。なお、Naturrecht und Deutsches Recht, 1883.

(c) このプロイスは、1860年に、ベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、商人であった。1879年から、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法学を学び、1883年に、第一次国家試験に合格し、ゲッチングン大学で学位をえた (Eviktionsregress des in possessorio unterlegenen Käufers, 1883. 未公刊)。ビスマルクの反対者であった。1889年に、ベルリン大学のギールケの下でハビリタチオンを取得 (Gemeinde Staat Reich als Gebietskörperschaften, 1889)。私講師となった (洗礼をうけない最初のユダヤ系の私講師であった)。1895年に、ベルリンの市議会議員、1906年に、ベルリン商科大学の教授、1910年に、ベルリンの参事会員。1918年に、同商科大学の学長。同年、内務省の次官。大統領の委託をうけて、ワイマール憲法の起草にあたり、1919年に、草案を提出した。同年、ライヒ内務大臣となったが、ヴェルサイユ条約に反対して辞任した。1919年に、プロイセンの議員となった。1925年に、ベルリンで亡くなった (プロイスは著名人であり、文献は多い。Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. v. Heinrichs), 1993, S. 429 (Schefold); Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd.2, Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, 1992, S.363f.; ib., Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd.3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, S.80ff.; Kleinheyer/Schröder, a.a.O.(前注7), S.324)。

(3)(a) 解釈学では、ギールケは、ドイツ民法典草案批判と安全配慮義務の理論によっても記憶されている。1888年に公表されたドイツ民法典第1草案は、パンデクテン法学の集大成であり、ロマニスト的な法実証主義の体系であった。ギールケは、これを批判し、多くの問題点を指摘した (Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht, 1889)。私権の非社会性、団体規定の不備、賃借人の地位の劣弱性 (売買は賃貸借を破る)、労働者保護

の不備、不法行為における原因主義の偏重、物権法の特定主義、慣習法の排除、親族法の非団体的な性格などである。

このうち、保護義務・安全配慮義務の考え方の提唱は、ドイツにおいて、その民法典618条 (Pflicht zu Schutzmaßnahmen) が、明文をもって使用者に労働者の生命と健康を保護する義務を課していたこと (スイス債務法旧339条も同旨。=現328条)、またそれが狭義の雇用関係に限定されずに、広く信義則上の義務として肯定されたこと、さらに不法行為法上の救済に制限があることから (使用者責任で使用者の責任が限定されていること、および時効制限)、契約責任によって被害者の救済を図ることに由来する<sup>17)</sup>。労働の従属性にもふれている (1914年)。

(b) 大著の *Deutsches Privatrecht* (3 Bde., 1905) は、バンデクテン的なゲルマン法の体系である。取引法がなかったゲルマン法では、債務法が薄弱である。そこで、ローマ法による補充と思われる点もあまた存在する。彼のドイツ私法は、ローマ法の体系をもって、ゲルマン法を体系化したところに意義がある。1世代早いシュトツペの著作と比較すると、その特徴が明確になろう。シュトツペに限らず、従来のゲルマン法テキストでは、債権法は物権法の半分程度のことが多かったのである。

Gierke 第2巻・物権 1021頁

第3巻・債権 1036頁

---

17) Gierke, *Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht*, 1889 (1997), S.247f. スイス1881年の旧債務法341条2項のような使用者の保護義務 (Fürsorgepflicht in Krankheitsfällen) の欠如していることを批判している。同条は、1911年のスイス債務法339条によって承継され、さらに現328条に相当する (die Persönlichkeit des Arbeitnehmers zu achten und zu schützen)。さらに、328a条、328b条によって補完されている。

なお、ギールケによる民法第1草案の夫婦財産制の批判については、小野・判時2020号5頁および注8参照。aa.O., S.407ff. 民法典第1草案の夫婦財産制は、若干ドイツ法によって緩和されたローマ法の別産制にすぎないものとする (S.419)。なお、*Die sozial Aufgabe des Privatrechts*, 1889, S.10.

(Deutsches Pritatrecht)

Stobbe 第2巻1・2 物権 621頁+558頁 第3巻・債権 570頁(3版による) (Handbuch des deutschen Privatrechts, Bd. I 1. Aufl., 1871; Bd. II 1875; Bd. III 1878; Bd. I 2. Aufl. 1882; Bd. II 2. Aufl. 1883; Bd. IV 1884; Bd. III 2. Aufl. 1885; Bd. V 1885); *Bd. II 3. Aufl., 1896, 1897; Bd. III 3. Aufl. 1898.* (この改定をしたのは、マールブルク大学のレーマン(223 Heinrich Otto Lehmann, 1852.10.28-1904.1.27)である。

しかし、その反面、そのゲルマン法がどこまで実際のものであったかどうかについては、疑問の余地がある。彼の解釈学は、古法の祖述というよりは、現代法としてのゲルマン法の確立を目ざしたものであり、解釈学に影響を与えることを目ざしたものであったからである。当時のローマ法が、現代ローマ法、すなわち現行ドイツ法の確立を目ざしたのと対照的に、彼のゲルマン法も、現代ゲルマン法、すなわち現行ドイツ法の確立を目ざしていた。彼のドイツ民法典批判は、こうした現行法の体系へのゲルマン法の接合という実践的な意図にもとづくものであった。

他のゲルマニステンが、歴史的にゲルマン法源やその観念の解明を目ざしたのとは異なる。解釈学に重きをおいた先例としては、シュトッペの Handbuch des deutschen Privatrechts (5巻, 1871年~1885年)があるが、ギールケの Deutsches Privatrechtは、それ以上に、解釈学的である(法史的には、疑問点も多い)。公法関係のゲルマニステンの活動については、それが当時の国家像を法史の中にもちこむものであったということが指摘される。私法においても、ローマ法の修正概念としての機能が大きかったものといえる。ゲルマニステンのテキストは、物権法の量が多いことから、ザクセン式の配列が一般的であるが、ギールケもこの点は同様である。

なお、ギールケの著作は、3巻であるが(総則、物権、債権)、Kroeschellが、未完の家族法の遺稿を発見し刊行している(Deutsches Privatrecht, Bd. 4, Familienrecht [Otto von Gierke]; aus dem Nachlaß hrsg. Karl Kroeschell und Karin Nehlsen-von Stryk, 2010)。

(c) 債務と責任 (Schuld und Haftung) は、ゲルマニステンの好んだテーマであるが、その歴史的意義には疑問もある。ゲルマニステンは、解釈学の基礎づけに史的概念を用いたが、そのモデルは、しばしばローマ法であった。解釈学と法史学の混同については、ゲルマニステンに関する別稿にゆずる<sup>18)</sup>。

さらに、ギールケは、ゲルマン法における契約の諾約性の問題をも、債務と責任の峻別によって止揚しようとする。すなわち、中世法において、債権契約の成立そのものに関しては何ら方式を要しなかったが、責任を生じるについては必要だったとする (Deutsches Privatrecht, III, S.325ff., S.342; ders. Schuld und Haftung im ältern deutschen Recht, 1910, S.120f.)。しかし、これに対しては、ゲルマニステンのなかにも、債務と責任の峻別の誇張にすぎない、との批判がある (Amira, Besprochen, SZ (Ger.) 31 (1910), 494ff.)。その他の場合にも、ゲルマン法は、しばしば当時の法理論のアンチ・テーゼとして説明に使われただけであり、実践的意図は、別にあったとみられる場合も少なくない<sup>19)</sup>。

(4)(a) ドイツから日本に渡った著名な文庫はかなりあるが、ギールケの蔵書もその1つである。第一次世界大戦後、1921年に、日本に渡り、ギールケ文庫として当時の東京商科大学 (現一橋大学) に所蔵されている (翌1922年には、カール・メンガー (Carl Menger, 1840.2.23-1921.2.27) の蔵書1万9000冊も収蔵された。ちなみに、ドイツ民法典批判で著名な法曹社会主義者のアントン・メンガー (Anton Menger, 1841.9.12-1906.2.6) は、その弟である)。第一次世界大戦戦後のハイパーインフレの結果、この貴重な蔵書が日本に渡ったのである。ドイツのインフレは、それ自体が行為基礎論の契機であり、民法の問題として

---

18) ゲルマニステンの法史へのビスマルク帝国像の投影については、ゲルマニステンに関する別稿による (独法105号1頁)。

解釈学と法史学の混同は、19世紀のロマニステンにもみられる。これについては、簡単に、危険負担の研究 (1995年) 序説8頁。古典期ローマ法の債権者主義が、普通法や19世紀の解釈論に混同された例がある。

19) 拙著・契約における自由と拘束 (2008年) 51頁注115 参照。Vgl. Gierke, Deutsches Privatrecht, III, 1917, § 186 (S.325ff.)。)



も興味深い素材を提供しているが、本稿では立ち入らない。

ギールケ文庫は、約1万冊の文庫であり、法学を中心に、周辺領域として政治学、経済学、社会学等の文献も所蔵されている。民法、国法が全体の半ばを占めている。ただし、哲学関係の文献は、遺言により息子 Julius に遺贈された。文庫の割合は、目録上、私法 (Privatrecht) 28 %、国家法 (Staatsrecht) 22 %、法史・歴史 11 %、商法・労働法 9%となる。目録を作成した岩田新博士は、ギールケは私法学者であるから、私法が多いのは当然であるが、国家法の文献が多いのは意外のことであると述べている。しかし、19世紀のゲルマン法研究では、国法学を中心とする者が多かったことから、ゲルマン法の文献の収集がそうした国法学文献の集積を招いたものであろう。なお、この点は、19世紀ゲルマン法研究の特徴と関係するので、本稿では立ち入らない (ゲルマニステンに関する別稿による。独法105号1頁)。

(b) 文庫の代金は、当時の金額で2万2486円であった。ほぼ同時期に取得されたメンガー文庫は、3万ドル、円換算で7万1391円であった。ドル建てなのは、購入当時、オーストリアでもインフレがひどかったからである。両文庫あわせて、およそ9万4000円であり、うち大学の校費からの支出は、7000円のみで、大部分は寄付金によるものであった。

早くにドイツから日本に渡った文庫では、1907年の Dernburg (Heinrich, 1829.3.3-1907.11.23) 文庫 (約4000冊)、1919年の Kohler (Jopsef, 1849.3.9-1919.8.3) 文庫 (約4万冊) があったが、いずれも 1923年9月1日の関東大震災のさいに東大・本郷の図書館で焼失した。そこで、当時、ベルリンで、ギールケ文庫の買入交渉にあたった孫田秀春博士は、東大も、ギールケ文庫の獲得を意図していたが、その直後の震災の経緯をみると一橋に入ったのは幸いであったといっている。

仲介にあたったのは、ライプチッヒのフォック書店であった。岩田新博士は、ドイツ滞在中から目録作成にも尽力した。孫田博士は、文庫の鍵を未亡人から預かり、文庫中の貴重な書籍が逸出することを防いだとしている。ちなみに、メンガー文庫については事情がやや異なり、メンガー家との直接交渉で買い入れたとのことである。交渉にあたったのは、東京商科大学の金子鷹之助、大塚

金之助、渡辺大輔、内藤章、高瀬莊太郎の諸教授と上記の2人で、いずれも当時ベルリン在住の留学生であった<sup>20)</sup>。

(5) ギールケの息子と娘は、以下の4人である。

①ユリウス (Julius Karl Otto Gierke, 1875.3.5-1960.8.2)

ユリウス・ギールケは、オットーの息子であり、1875年、父の勤務地のプレスラウで生まれた。母は、Karl Friedrich Loeningの娘 Lili である。1894年から、かつて父の赴任したハイデルベルク大学で学び、1898年からは、ベルリン大学でも法律学を学んだ。1898年に学位をえて、1901年に、ゲッチンゲン大学でハビリタチオンを取得した。私講師をした後、1904年に、ケーニヒスベルク大学で員外教授、1908年に正教授となった。1916/17年には、学長となった。1919年にハレ大学に、1925年に、ゲッチンゲン大学に移った。Harry Westermann (1909.4.6-1986.5.31) は、1933年に、彼の下で、学位をえた (Die Konstruktion des Rechts an der eigenen Sache im Gebiet des BGB)。

母方はユダヤ系の家系であったが、著名なオットーの息子であることから、ナチスの政権獲得後も、公務員職の回復法の例外規定の適用をうけ、職にとどまった。しかし、1934年に、国家試験の委員を免じられ、1938年には、定年前の引退をよぎなくされた (63歳)。ユリウス自身は保守的であり、ナチスにも協力的であった。戦後の1945年に、ゲッチンゲン大学に呼び戻され、短期間教えた。

専門は商法であり、その著「商法・海商法」(Handels- und Schiffahrtsrecht) が著名である。商法雑誌 (ZHR, Zeitschrift für das Gesamte Handelsrecht und

---

20) 「ギールケ文庫入手のいきさつ」(孫田秀春)一橋大学附属図書館史(1975)153頁参照。ちなみに、ギールケとともにドイツ民法典第一草案を批判したA・メンガーの蔵書1万6000冊はウィーン大学に寄贈されたが、第二次大戦のさいに失われた。その兄にあたるC・メンガーの蔵書のうち約2万冊は第一次世界大戦後、東京商科大学によって購入され、一橋大学の「メンガー文庫」として保管されている(メンガー文庫目録II(1955年)序参照)。また、von Tuhrの蔵書は京都大学にある。Vgl.Katalog der Andreas von Tuhr Bibliothek in der Juristischen Fakultät der Universität Kyoto, 1976.

Konkursrecht) の編集をし、死ぬまで共同編集者の1 人であった。その著書、保険法 (Versicherungsrecht, 1937/47) は、学界に大きな影響を与えた。

②アンナ・ギールケ (Anna von Gierke, 1874.3.14-1943.4.3, GND: 119233339) は、社会教育学の草分けである。ギールケの旧居に据えられた金属板では、彼女と父ギールケの名前が記されている<sup>21)</sup>。彼女については、女性法律家に関する別稿で検討する。

③エドガー・ギールケ (Edgar Otto Konrad von Gierke, 1877.2.9-1945.10.21) は、病理学者となった。

④ヒルデガルト・ギールケ (Hildegard von Gierke, 1880.9.30-1966.4.14, GND: 127547142) も、アンナ・ギールケの補助をして、社会教育学に関与した。

## 5 モムゼン

逆に、縁戚でない場合として、モムゼンの例がある。不能論で名高いモムゼンと、法史家のモムゼンである。ともにシュレスヴィッヒの出身で兄弟説もあるが、誤りである (T.モムゼンの出生年を1816年とする見解であるが、NDB では、1817年であり、F.Mommsen の出生と3 か月しか異ならない。父の名も異なる)。

(1) F.モムゼン (Friedrich Mommsen, 1818.1.3-1892.2.1) は、1818年、デンマーク国境近くのFlensburg で生まれた。当時、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン公国は、デンマークの支配下にあった。父 Fedder Mommsen は、裕福な商人であった。キール、ベルリン、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1841年に、国家試験をうけ、1848年、シュレスヴィッヒの控訴裁判所の判事。デンマークの司法から離れ、1852年に、ゲッチンゲン大学で学位をえた。1853年に、私講師、1854年に、員外教授となり、1859年に、ゲッチンゲン大学の正教授となった。1864年に、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの司法職に復帰したが、シュレスヴィッヒは、1864年のプロイセン・オーストリアとデンマークの戦争の結果、1865年に、プロイセンに併合された。

---

21) ユリウス・ギールケについては、Koch, Peter, Gierke, Julius Karl Otto von, NDB 6 (1964), S. 373f. アンナ・ギールケについては、Köhler-Lutterbeck, M. Siedentopf: Lexikon der 1000 Frauen, 2000, S.120.

1867年に、ベルリンの上級控訴裁判所の判事となり、1868年に、キールのルター派の宗務局長官、1876年に、キール大学の名誉博士号（哲学）をうけた。1879年に、大学の評議員、1884年に、プロイセンの国事顧問官、1891年に、隠退した。1892年、ローマで亡くなった<sup>22)</sup>。

不能と利益に関する先駆的な業績である *Beiträge zum Obligationenrecht*, 1853ff.

*Erörterungen aus dem Obligationenrecht*, 1859f.

*Entwurf eines deutschen Reichsgesetzes über das Erbrecht*, 1876.

(2) 法史家の Theodor Mommsen (1817.11.30-1903.11.1) は、1816年に、シュレスヴィッヒの Garding で生まれた。父 Jens Mommsen は、牧師であった。1903年、ベルリンのシャーロットテンブルクで亡くなった。1838年から、キール大学で法律学と哲学を学んだ。1843年に、国家試験をうけ、キール大学で学位をえた。Altonaの女子私学校で教え、1844年から、フランス、イタリアに研究旅行をした。1848年に、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの新聞の編集者をした後、ライプツヒ大学の員外教授となり、1850年に、退職、1852年に、チューリヒ大学教授、1854年に、プレスラウ大学教授、1861年に、ベルリン大学教授、ローマ法の編集を行った (*corpus iuris civilis, auctores antiquissimi* MGH, *corpus nummorum*, *Codex Theodosianus*, *corpus inscriptionum latinarum*)。1863/66年、1873/79年、プロイセンのラント議会議員、1881/84年、ライヒ議会議員、1902年に、ノーベル文学賞をうけた<sup>23)</sup>。ノーベル賞をうけた法学者は、彼だけである。一般的には、このモムゼンの方が著名である。ローマ法、法史が専門である。業績は多い。祝賀論文集がある (*Festschrift*, 1893)。

22) 【法学上の発見】30頁参照。ほかに、Vgl. Stintzing/Landsberg, a.a.O. (前注10), Abt.3, Halbband 2 Noten, S.220; Saß, Mommsen, Friedrich: ADB 52 (1906), S.462ff.; Alberti 1, Alberti 2, *Catalogus professorum Göttingensium* 1962, 51; DBA 855,433f.; DBI 3, 1403a, IBI 2, 755c.

23) Vgl. Kuczynski J., Theodor Mommsen, 1978; Kleinheyer/Schröder, a.a.O. (前注7), S.286ff.; DBE 7 (1998), 196. 邦文では、ドイツ法学者事典 (小林孝輔監訳・1983年) 196頁 (平松紘)。

De collegiis et sodaliciis Romanorum, 1843.

Die römischen Tribus in administrativer Beziehung, 1844.

Römische Geschichte, Bd. 1ff. 1854ff.

Die Stadtrechte der lateinischen Gemeinden Salpensa und Malaca, 1855.

Römisches Staatsrecht, Bd. 1ff. 1871ff., Neud. 1963 (Malitz による), 1979.

Römisches Strafrecht, 1899, Neud. 1961.

Gesammelte Schriften, Bd. 1ff. 1905ff., Neud. 1965f.

Die römische Chronologie bis auf Cäsar, 1858, 2. A. 1859.

Geschichte des römischen Münzwesens, 1860.

Die justinianischen Digesten, 1866f.

最大の成果は、ローマ法大全の編纂と発行である。Corpus iuris civilis (hrsg. und bearb. v. Paul Krüger) ,1872, 2. A. 1882, 3. A. 1882, 4. A. 1886, 5. A. 1889, 7. A. 1895, 9. A. 1902, 10. A. 1905, 11. A. 1908.

(3) Theodor Mommsenと共同のローマ法編集・刊行で知られるクリューガー (Paul Krüger, 1840.3.20- 1926.5.11) は、1840年に、ベルリンで生まれた。1858年から、ベルリン大学で法学を学び、1861年に、学位をえて、研修生となった。1864年に、ベルリン大学でハビリタチオンを取得し、1868年に、イタリアに研究旅行をした。1870年に、マールブルク大学の員外教授となり、1871年に正教授。1872年に、インスブルック大学教授、1873年に、ケーニヒスベルク大学に転じ、1888年にボン大学教授。枢密顧問官となった。ローマ法、法史が専門である。1919年に隠退し、1926年に、ボンで亡くなった<sup>24)</sup>。1910年に、ケーニヒスベルク大学から、名誉博士号をうけた。

Prozessuale Konsumption und Rechtskraft des Erkenntnisses, 1864.

Die Turiner Handschrift, 1880.

Geschichte der Quellen und Literatur des römischen Rechts, 1888.

---

24) Vgl.Stintzing/Landsberg, a.a.O.(前注10), Abt. 3, Halbband 2, S.880; IBI 2, 616c, Catalogus professorum academiae Marburgensis, I, 1927, 134f. Festgabe der Bonner juristischen Fakultät 1911.

Kritik des justinianischen Kodex, 1867.

Kritische Versuche im Gebiet des Rechts im Mittelalter, 1870.

Kritische Versuche im Gebiete des römischen Rechts, 1870.

## 6 その他の例

(1) 古い例では、ファンゲロー (Vangerow) の兄弟がいる。兄は、ハイデルベルクの著名なパンデクテン法学者 (Karl Adolph von Vangerow, 1808.6.15-1870.10.11) であり、弟は、連邦上級商事裁判所の判事 (Karl Julius August von Vangerow, 1809.7.26-1898.12.10) となった<sup>25)</sup>。

ゲルマニストのベーゼラー (Georg Beseler, 1809.11.2-1888.8.28) は、1809年に、Rödemis (デンマーク国境近くの北フリースラントの Husum) で生まれた。そこは、シュレスヴィッヒ公国の一部であり、兄は、政治家の Wilhelm Beseler (1806.3.1-1884.9.2) であった。ベーゼラーの2人の息子は、のちに貴族に列せられた。そのうちの Max von Beseler (1841.9.22-1921.7.24) は、プロイセンの司法大臣となり、弟の Hans von Beseler (1850.4.27-1921.12.20) は、ウィルヘルム二世の時代に長らく参謀本部に属して、第一次世界大戦中は、ポーランド占領地の総督となった。娘の Sophie は、法律家でのちに Greifswald の市長となった Hugo Helfritz (1827.8.19-1896.7.4) と結婚した。

なお、Max von Beseler の息子も、法学者となった (Gerhard von Beseler, 1878-1947)<sup>26)</sup>。

エンデマンも、三代にわたる法律家の家系である。①エンデマン (Hermann Ernst Endemann, 1796.8.12-1846.1.17) は、マールブルク大学教授、②エンデマン ((Samuel) Wilhelm Endemann, 1825.4.24-1899.6.13) は、ボン大学教授、孫の③エンデマン (Friedrich Endemann, 1857.5.24-1936.10.31) は、ハイデルベルク大学教授である。詳細は、マールブルク大学の法学部に関する別稿にゆず

---

25) Vangerow については、拙稿「19世紀の大学と法学者(2)」一橋法学13巻2号19頁、拙稿「ドイツ民法典と法実務家(2)」一橋法学12巻3号83頁。

26) ベーゼラーについては、ゲルマニステンに関する別稿で扱う (独法105号1頁)。

る(独法105号51頁)。

(2) 前述のシュトル(Hans Stoll, 1926.8.4-2012.11.8)は、1926年生まれで、著名なHeinrich Stoll(1891.8.4-1937.6.19)の子である。本稿では立ち入らない。拙稿「シュトル(Hans Stoll, 1926.8.4-2012.11.8)と比較私法学の系譜」国際商事法務42巻4号608頁～610頁参照。

また、二重効で著名なキップ(Theodor Kipp, 1862.4.10-1931.4.2)と、その息子のキップ(Karl Theodor Kipp, 1896-1963)は、ほとんど同名のことから、ときに混同されることがある。後者は、ボン大学の教授であり、専門は、父と同じく民法である。彼らについても、別稿で扱ったことがあるので、立ち入らない<sup>27)</sup>。

(3) ミッタイス父子も著名である。Ludwig Mitteis(1859.3.17-1921.12.26)は、Heinrich Mitteis(1889.11.26-1952.7.23)の親である。

(a) L.Mitteisは、現在では、比較法学者のラーベルの師であることと、子のゲルマニストH.Mitteisとの関係で記憶されているだけであるが、19世紀のライプチヒ学派の中心人物・ロマニストであり、私法、ローマ法学、民法学で大きな人脈を形成している<sup>28)</sup>。弟子には、Eberhard Friedrich Bruck, Paul Koschaker, Hans Kreller, Hans Lewald, Demetrios Pappoulias, Josef Partsch, Hans Peters, Fritz Pringsheim, Leo Raape, Andreas Bertalan Schwarz, August Simonius, Rafael Taubenschlag, Egon Weiß, Leopold Wenger, Ernst Rabelなど多数の著名学者がいる。

---

27) 父キップについては、一橋法学10巻1号72頁、子キップについては、同14巻1号2頁参照。

28) Ludwig Mitteisについては、「法学上の発見と民法(4)」一橋法学10巻1号91頁参照。また、L.Mitteisに関する文献は多い。Weiß, Erinnerung an Ludwig Mitteis. Leipzig 1922; Gedenkschrift für Ludwig Mitteis, Verfaßt von der Leipziger Juristen-Fakultät, 1926; Leopold Wenger, Ludwig Mitteis, Deutsches Biographisches Jahrbuch, Bd. 3. 1927, S.200ff.; Walter Selb, Mitteis, Ludwig, NDB 17, 994, S.576 f.; Selb, Mitteis Ludwig, Österreichisches Biographisches Lexikon 1815-1950 (ÖBL), Bd.6, 1975, S.323 f.また、Professorenkatalog der Universität Leipzigにも掲載されている。

(b) 子の Heinrich Mitteis は、1889年に、プラハで生まれた。Heinrichは、音楽に興味をもち、父のライプツヒへの移動に伴い、その人文主義の学校 (Thomasschule) に通ったが、1908年から、ライプツヒ大学で、Karl Binding, Otto Mayer, Rudolph Sohm, Adolf Wachなどから法律学を学び、1909年から、ベルリン大学で、Heinrich Brunner, Otto von Gierke, Karl Hellwigなどに学んだ。1913年に、ライプツヒ大学で、優等の成績で (summa cum laude) 学位をえた (Rechtsfolgen des Leistungsverzugs beim Kaufvertrag nach niederländische Quellen des Mittelalters)。

1913年から、ボン大学で、Ulrich Stutzと Hans Schreuerの下で助手となった。第一次世界大戦時の 1915 年から18年に、兵役に服し、負傷し勲章をえた (Albrechts Orden 2.Klasse)。1919年に、ハレ大学で、ハビリタチオンを取得した (Deutscher Rechtsgeschichte und Privatrecht)。法史家の Hans Fehrの激励によるとされる。1921年に、ケルン大学の正教授となった。1924年に、ハイデルベルク大学から、Hans Fehr の後任として、招聘された。1925年に、ハイデルベルクの学術アカデミー会員となった。

1933年に、Lehnrecht und Staatsgewaltを公表した。ナチスの政権獲得の年であった。同年、ナチスの反ユダヤ政策に反したとして、学部長職を免ぜられた。1934年には、ミュンヘン大学に移籍したが、そこでもナチス系の学生団体の攻撃をうけた。1935年に、von Voltelini の後継として、ウィーン大学に移籍した。1938年に、保護検束をうけた。オーストリア併合後は、バルト海沿岸のロシュトック大学に移籍された。戦後の 1946 年に、ベルリン大学に、1949年に、ミュンヘン大学に招聘された。1952年に、チューリヒ大学に移り、一時的にミュンヘン大学に戻ったが、じきに亡くなった (心臓病であった)。1945年に、オーストリア学術アカデミー会員、1946年に、ベルリンのドイツ・アカデミー会員、1947年に、バイエルン学術アカデミー会員となった (1950年から総裁)。

偉大な法史学者であり、1940年に公表した、Der Staat des hohen Mittelalters では、ヨーロッパの比較憲法史を研究した。法制史や私法史への功績も大きい。法史学への貢献については、ゲルマニステンに関する別稿にゆだねる。1947年からは、サヴィニー雑誌の編者にもなっている。ウィーンには、彼にちなんだ



道路がある(1954年, Floridsford, 21 Bezirk, Heinrich-Mitteis-Gasse)<sup>29)</sup>。

業績は多い。

Politische Prozesse des früheren Mittelalters in Deutschland und Frankreich, Sitzungsberichte der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist.Klasse, Jahrgang 1926/27, Abhandlung 3, Carl Winters Universitätsbuchhandlung, 1927.

Lehnrecht und Staatsgewalt, Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte, 1933.

Der Staat des Hohen Mittelalters, 1940.

Deutsche Rechtsgeschichte, 1949. ミッタイス・リーベリッヒ・ドイツ法制史概説(世良晃志郎訳、改訂版1976年)の翻訳がある。

Deutsches Privatrecht, 1950. ミッタイス・ドイツ私法概説(世良晃志郎・広中俊雄訳、1976年)の翻訳がある。

Die Rechtsidee in der Geschichte, 1957.

## 7 近時の例

必ずしも過去の著名人だけではない。本稿ではあまり立ち入りえないが、ほかにも例は多い。比較的新しい事例では、以下がある。

(1)(a) バウアー(Fritz Baur, 1911.6.6-)は物権法で著名である(Lehrbuch

---

29) Brun, Leben und Werk des Rechtshistorikers Heinrich Mitteis unter besonderer Berücksichtigung seines Verhältnisses zum Nationalsozialismus, 1991; Nikolaus Grass, Mitteis, Heinrich, NDB 17, 1994, S.577ff.; Landwehr, Heinrich Mitteis, Juristen im Portrait. Verlag und Autoren in 4 Jahrzehnten. 1988, S.572ff.; Diestelkamp, Drei Professoren der Rechtswissenschaft in bewegter Zeit. Heinrich Mitteis (1889- 1952), Franz Beyerle (1885- 1977), Friedrich Klausing (1887- 1944), 2000; Bader, Heinrich Mitteis, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Bd.70 (1953), S. IX-XXXII(Nekrologe).

Nachruf Fritz Rösig, Heinrich Mitteis, Albert Brackmann, Erich von Guttenberg, Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters Bd.10 (1953), S.311f.

des Sachenrechts, 1960; 13.Aufl., 1985)。1960年代から2000年台の初頭まで、ラーレンツの総則、債権法とともに、標準的なテキストであった。彼は、1911年に、バイエルンのDillingen で生まれた。1933年から、ミュンヘン、チュービンゲンの各大学で法律学を学び、1933年に、第一次国家試験に合格、1934年に、Heinrich Stollの下で学位をえて、1937年に第二次国家試験に合格した。1937年から、チュービンゲンのラント裁判所の裁判官、1939年から45年は、兵役に服した。1940年に、Stoll とその死後はEduard Kern の下でハビリタチオンを取得した。1942年に、ギーゼン大学の員外教授となった。1945年から54年は、裁判官。1954年に、マインツ大学の教授、1956年に、チュービンゲン大学の正教授となった。1977年に、定年となった。

(b) 子の Jürgen Baur (1937.9.12-) は、商法、カルテル法、EU法などの専門家である。Jürgenは、1937年に、チュービンゲンで生まれ、1956年に、チュービンゲン、ミュンヘン、ゲッチンゲンの各大学で、法律学を学んだ。1960年に、第一次国家試験に合格、1963年に、チュービンゲンの Ludwig Raiserの下で学位をえた (Die Verkehrsgeltung, 1963)。1965年に、第二次国家試験に合格、1971年に、ミュンヘン大学のErnst Steindorffの下で、ハビリタチオンを取得した (Der Missbrauch im deutschen Kartellrecht, 1972)。1972年に、ハンブルク大学で、正教授となり、ハンブルク高裁の裁判官となった。1988年に、ケルン大学に移動。2002年に、定年となった<sup>30)</sup>。

(2)(a) プロマイヤー (Arwed Blomeyer, 1906.12.16-1995.5.8) は父で 1906 年生まれ、子の Jürgen (1936.9.9-) は民訴法の専門家である。また、関係は不明であるが、労働法の Wolfgang Blomeyerもいる (後述)。

父の Arwed Blomeyer は、1906年に、Wilhelmshaven で生まれた。祖父は、フリゲート艦の艦長であった。イェナ大学で法律学を学び、1929年に、学位をえて (Die außerpositiven Grundlagen des Privateigentums, 1929)、1932年に、第二次国家試験に合格した。ベルリン大学で、ラーベールに教わった。1936年に、

---

30) 父 Baur については、Kim / Marschall, Zivilrechtslehrer deutscher Sprache, 1988, S.16. 子については、Köbler/Peters, Who's who im deutschen Recht, 2003, S.35.

ハビリタチオンを取得した(大学創設以来、125番目であった)。ちなみに、Ludwig Raiser や Adolf Schönkeが前年の1935年に、Herbert Krügerは1936年に取得している。主査は、不能論の大家 Titzeであり、副査は、Carl August Emge。タイトルは、Die Anwartschaft aus bedingtem Rechtsgeschäftであった<sup>31)</sup>。1938年に、チュービンゲン大学の員外教授となり、1940年に、イエナ大学の員外教授、1942年に、正教授となった。1945年に、学部長。1948年に、ヴェルツブルク大学に、1951年に、ベルリン自由大学の教授となった。後者では、その設立にも努力した。1995年に、ベルリンで亡くなった。チュービンゲン時代の教え子に、上述のFritz Baurがいる。追悼記事として、Nachruf NJW 1995, 2611 (Schulze Erich) がある。

所有権に関する学位論文では、哲学的・歴史的研究のみならず、法政策や社会学的な側面にも興味をもった。ハビリタチオン論文では、期限や条件の付された期待権を物権的なものと再構成した。

著作に、Studien zur Bedingslehre, Bd.1, 1938, Bd.2, 1939がある。また、Allgemeines Schuldrecht / von Arwed Blomeyer, 1953; 1969, 4.Aufl. は、債権法の簡易なテキストとして、広く用いられた (Neue Rechtsbücher für das Studium der Rechts- und Wirtschaftswissenschaften のシリーズ)。

Die Entwicklung des Zivilrechts in der sowjetischen Besatzungszone, 1955.

Die Justiz in der sowjetischen Besatzungszone, 1952, 2. A. 1954, 3. A. 1955.

Erkenntnisverfahren des Zivilprozessrechts, 1963, 2. A. 1985.

Zivilprozessrechts, 1963, 2. A.1985.

Vollstreckungsverfahren, 1975.

E.T.A. Hoffmann als Jurist - Eine Würdigung zu seinem 200.Geburtstag,

---

31) Arwed Blomeyer については、Schröder, Klopsch, Kleibert (hrsg.), Die Berliner Juristische Fakultät und ihre Wissenschaftsgeschichte von 1810 bis 2010, 2010 のDVD所収の4.Liste der zutsande gekommenen Habilitationen von 1933 bis 1945を参照。

1976.

(b) 子の Jürgen Blomeyerは、1936年にベルリンで生まれ、Gottfried Baumgärtelの下で、1965年に学位をえて (Die Erinnerungsbefugnis Dritter in der Mobiliarzwangsvollstreckung, 1966)、1971年に、ハビリタチオン (Schadensersatzansprüche des im Prozess Unterlegenen wegen Fehlverhaltens Dritter, 1972) を取得した。裁判官職のかたわら、ミュンヘン大学の臨時教授 (apl.Prof),1987年に、ミュンヘン高裁の部長判事、2000年 7月に引退した<sup>32)</sup>。

Wolfgang Blomeyer (1934.5.25-2002.3.20) は、1934年 (5月25日) にベルリンで生まれ、1956年から、ベルリンとミュンヘンの各大学で学び、1960/61年に、ニューヨークのコロンビア大学で M.C.L. を取得した。1963年に、学位をえて (Die Auswirkung der tariflichen Friedenspflicht, 1963)、1965年に第二次国家試験に合格、1971年に、ミュンヘン大学で、ハビリタチオンを取得した (指導教授は、Dietz, 論文は、Die Bindung an den Gesellschaftszweck, 1971)。1972年に、エルランゲン大学の正教授 (Ludwig Schnorr von Carolsfeld の後継)、1973/74年に、学部長、1981年に、ベルリン自由大学の招聘を断った。専門は、労働法である<sup>33)</sup>。2002年に、エルランゲンで亡くなった。

(c) やや古い時代には、Gustav Wilhelm Carl Blomeyer (1844.3.16-1910.5.18) がいる。彼は、1844年に、Meiningen で生まれ、裁判官となり、1881年に、イエナの高裁判事、1904年にはその長官となった。1910年に、イエナで亡くなった。

その息子の Karl Blomeyer (1885.3.31-1953.12.23) は、イエナ大学の法学教授であった。1885年に、イエナで生まれ、ローザンヌ、ハレ、イエナ、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1913年に、ハンブルクで試補となった。1914年に、イエナ大学で学位をえて (Zu § 311 und § 419 BGB - Treten die Rechtsfolgen des § 419 BGB auch bei mangelhafter Form des auf die

---

32) Who's who, a.a.O. (前注30), S.62.

33) Kim / Marschall, a.a.O. (前注30), S.37.

Vermögensübertragung gerichteten Vertrages ein?, 1914)、1915年に、ラント裁判官となり、1918年に、ライヒ司法部で参与となった。1920年に、ストックホルムのドイツ大使館の財政顧問、1921年に、イエナ高裁判事、1926年に、イエナ大学の教授となった(1938年まで)。

著作として、Zwangsvollstreckung 1933.

Deutsches Bauernrecht 1936.

Das Recht der Verpflichtungen und Geschäfte, 1938 ほかがある。

(3)(a) ヒッペルの父子では、Fritz von Hippel(1897.4.28-1991.1.8)は、1897年生まれで、子の Eike von Hippel (1935.1.28-2016.1.28)は、1935年生まれで、ともに民法学者である。父の Fritzは、ロシュトックで生まれた。祖父は、後述の Robert von Hippelで、ゲッチンゲン大学の刑法教授であった。1918年から、ゲッチンゲン、フライブルクの各大学で法律学を学び、1922年に、第一次国家試験に合格し、ゲッチンゲン大学の Müller-Erzbach の下で学位もえた。1924年に、第二次国家試験に合格、1930年に、フランクフルト(マイン)大学で、de Boor の下でハビリタチオンを取得した。1933年に、フランクフルト大学の正教授、1941年に、マールブルク大学、1951年に、フライブルク(ブライスガウ)大学に移籍した。1965年に、定年となった。1991年に、フライブルクで亡くなった。フランクフルト時代の弟子に、Josef Esser がいる。

(b) 子の Eike は、1935年に、フランクフルト(マイン)で生まれ、1954年から、フライブルク大学で学び、1958年に、第一次国家試験に合格、同年から59年に、シカゴ大学で学び(M.C.L.)、1962年に、フライブルク大学の Horst Müller の下で学位をえた(Die Kontrolle der Vertragsfreiheit nach anglo-amerikanischem Recht, 1963)。1963年に、第二次国家試験に合格、1964年から、フライブルク大学助手、1965年、ハンブルクのマックス・プランク研究所の参与員、1968年に、ツヴァイゲルトの下でハビリタチオンを取得した(Schadensausgleich bei Verkehrsunfällen, 1968)。1976年、ハンブルク大学の教授。1993年に、ハンブルクのマックス・プランク外国法・国際私法研究所の所長となった。2016年に亡くなった<sup>34)</sup>。

---

34) 父 Hippel については、Kim / Marschall, a.a.O.(前注30), S.154.子 Hippel について

主たる業績としては、Verbraucherschutz, 1974, 3.Aufl.,1986; Grundfragen der Weltwirtschaftsordnung, 1980; Der Schutz des Schwächeren, 1982; Rechtspolitik, 1992, Willkür oder Gerechtigkeit, 1998などの著作がある。

(c) Robert von Hippel (1866.7.8-1951.6.16) は、1866年に、ケーニヒスベルクで生まれた。その父は、眼科医 (Arthur von Hippel) であった。1884年から、ギーセン、フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、マールブルクの各大学で法学を学び、1888年に学位をえて (Die korrektionelle Nachhaft, 1889)、ハレ大学の Franz von Liszt の下で助手となった。1891年に、キール大学でハビリタチオンを取得 (Die Tierquälerei in der Strafgesetzgebung des In- und Auslandes, 1891)、1892年に、シュトラスブルク大学の員外教授、1895年に、ロシュトック大学の正教授、1899年に、ゲッチンゲン大学教授、1934年に引退した。1951年に、ゲッチンゲンで亡くなった。専門は、刑法である。

Ernst Artur Franz von Hippel (1895.9.28-1984.9.26) は、その子である。Fritz von Hippel は、その兄である。第一次世界大戦に従軍し、1918年から、ケルン、ゲッチンゲンの各大学で法学を学んだ。1920年に、Paul Schoen の下で学位をえて、助手。ハイデルベルク大学の Gerhard Anschütz の下でハビリタチオンを取得し、員外教授、1929年に、ロシュトック大学の正教授。1929年に、ケルン大学教授となった。専門は、公法、法哲学、法史である。

(d) なお、同姓の Reinhard von Hippel は、Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes, hrsg.v. Mittermaier und Zacharia Bde 1-28 (1829-1856) の Index und Register を作成した。

(4)(a) ネールの兄弟では、Dieter Nörr (1931.2.20-) は兄で 1931 年生まれ、弟の Knut Wolfgang (1935.1.15-) は1935年生まれで、いずれもローマ法学者である。Knut Wolfgang Nörr, Zur Transformation von Ethik in Recht について

---

は、Who's who, a.a.O. (前注30), S.276. Fritz von Hippel は、フライブルクで、五十嵐清教授の受け入れ教授であった。E.v.Hippel, Verbraucherschutz, 1986 には、好美清光・円谷峻訳・消費者の保護 (1986) がある。

は、「先端医療と法」一橋法学2 巻3 号1 頁以下、とくに28頁注28参照。日本に来たこともある。

Dieterは、1931年に、ミュンヘンで生まれ、1949年に、ミュンヘン、ハイデルベルク、ローマの各大学で、法律学と歴史学を学んだ。1953年に、第一次国家試験に合格し、1955年に、学位をえた(Studien zum Strafrecht im Kodex Hammrabi, 1954)。1958年に第二次国家試験に合格、1959年に、クンケルの下でハビリタチオンを取得した(Die Fahrlässigkeit im byzantinischen Vertragsrecht, 1960)。1960年にミュンスター大学の正教授、1970年にミュンヘン大学教授、1999年に名誉教授となった。1972年に、ミュンヘンのバイエルン学術アカデミー会員、1979年に、ハイデルベルク学術アカデミー外部会員、1983年に、オーストリア学術アカデミー外部会員となっている。多くの外国の大学から名誉教授号をうけているほか、多数の著作がある<sup>35)</sup>。

(b) Knut Wolfgang は、1935年に、ミュンヘンで生まれた。1953年から、ハイデルベルク、ミュンヘンで法律学を学び、1957年に、第一次国家試験に合格、1960年に、ミュンヘン大学で学位をえて(Kirche und Konzil bei Nicolaus de Tudeschis, Panormitanus, 1964)、1963年に、第二次国家試験に合格した。1966年に、同様にクンケルの下でハビリタチオンを取得した(Zur Stellung des Richters im gelehrten Prozess der Frühzeit, 1967)。ボン大学で正教授となり、1971年に、チュービンゲン大学に移った。

兄と同様に、多くの外国の大学から名誉教授号をうけているほか、多数の著作がある<sup>36)</sup>。1999年の *Geschichter des Rechtsschutzes in Europa* は、日本語に訳されている。

(c) トリアー大学のヴィーリング(Hans Josef Wieling, 1935.12.31-)は、上の(a)Dieter Nörr の弟子である。彼は、1977年からトリアー大学の教授である。1935年に、エッセンで生まれ、1957年から、ミュンスター大学で法律学を学び、1961年に、第一次国家試験、1966年に、第二次国家試験に合格した。

---

35) Who's who, a.a.O. (前注30), S.490.

36) Ib.

1967年に、ミュンスター大学の Dieter Nörrの下で学位をえた (Interesse und Privatstrafe vom Mittelalter bis zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 1970)。ボン大学の Knut Wolfgang Nörr の助手となり、1968年に、ミュンヘン大学の Dieter Nörrの助手にもなった。シチリアの Catania大学に留学した。1971年に、ミュンヘン大学の Dieter Nörrの下で、ハビリタチオンを取得 (Testamentsauslegung im römischen Recht, 1971)。私講師となり、1977年に、トリアー大学の正教授 (定年まで)。1988年には、コブレンツの高裁の裁判官を兼ねた。専門は、ローマ法、近世私法史、民法である。

学位論文の Interesse und Privatstrafe vom Mittelalter bis zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 1970が著名であり、この学位論文は、利息と契約罰に関する中世からの包括的な研究である。Fikentscher との共著で、Fälle und Lösungen zum Besonderen Schuldrecht, 1979,4.A., 2002。法史のほか、民法の著作がある。

Sachenrecht, Bd.1., 1990; Sachenrecht, 1992, 4.A., 2001; Bereicherungsrecht, 1993, 2.A., 1999; Die Begründung des Sklavenstatus 1999.

(5) 親子ではないが、2人のライザーでは、Ludwig Raiser (1904.10.27-1980.6.13) と、Thomas Raiser (1935.2.20-) は、伯父・甥の関係である。後者は、民法というより、法社会学の専門家である。Ludwig Raiser は、普通取引約款の研究で著名である<sup>37)</sup>。

Thomasは、1935年に、シュトゥットガルトで生まれた。父は、保険会社の社長であった。1954年から、チュービンゲン、ボン、ベルリン (FU)、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1959年に、第一次国家試験に合格、1962年に、チュービンゲン大学の Ernst Steindorffの下で学位をえた (Haftungsbegrenzung nach dem Vertragszweck, 1962)。1964年に、第二次国家試験に合格、1969年に、ハンブルク大学の Hans Würdinger, Hans Möller の下でハビリタチオンを取得した (Das Unternehmen als Organisation, 1969)。1970年に、ギーセン大学の

---

37) L.ライザーについては、拙稿「法学上の発見と民法(4)」一橋法学12巻1号51頁参照。



正教授、1992年に、ベルリン (FU) 大学の教授となった。民法、経済法、比較法、法社会学の論文がある。1977年から92年まで、フランクフルト (マイン) 高裁のカルテル部の裁判官をした<sup>38)</sup>。Vgl.Recht und Morl, soziologische betrachtet, JZ 2004, S.261.

(6) シュナイダー父子では、Herbert Schneider (1902.9.26-1981.5.14) は、1902年生まれで、Uwe Helmut (1941.1.29-) は、その子である。父は、BGH で弁護士もした。Uwe は、1941年に、カールスルーエで生まれ、1960年に、ハイデルベルク、キール、フライブルクの各大学で、法律学を学び、1964年に、第一次国家試験に合格、1967年に、第二次国家試験に合格した。1968年に、パリのÉcole Nationale d'Administration (ENA) で学び、1969年に、フライブルク大学の Würtenberger の下で学位をえた。1974年に、ボーフム大学の Marcus Lutter) の下で、ハビリタチオンを取得した。1975年に、マインツ大学教授、1976年に、ダルムシュタット工科大学で正教授となった。民法、商法、会社法、カルテル法、銀行法などの業績がある。Uncitralでは、長くドイツ代表をした<sup>39)</sup>。

(7)(a) ウルマー父子では、Eugen Ulmer (1903.6.26-1988.4.26) は、1903年生まれで (Eugen の父は、出版業者の Richard Ulmer, 母は、Lilly, geb.Hedinger)、その子 Peter Ulmerは1933年生まれである (母は,Elizabeth, geb.Linser)。父は、シュトゥットガルトで生まれた。1921年から、チュービンゲン、ベルリンの各大学で、法律学を学び、1925年と28年に、第一次と第二次国家試験に合格した。1926年に、チュービンゲン大学で学位をえて、1929年に、同大学で、ハビリタチオンを取得した。ともに、指導教授は、Philipp Heckである。1929年に、ロシュトック大学で正教授、1930年に、ハイデルベルク大学教授となった。1942年から45年には、兵役に服した。1955年に、ミュンヘン大学に転じ、1959/60 年に、同大学の学長となった。1970年に、定年となった。弟子には、Deutsch, Beier, Schrickler などがいる。

---

38) Who's who, a.a.O. (前注30), S.540.

39) Who's who, a.a.O. (前注30), S.629.

(b) 子 Peter (1933.1.2-) は、1952年から、チュービンゲン、ジュネーブ、ハイデルベルクの各大学で法律学を学び、1956年に、第一次国家試験に合格、1958年、ミシガン大学で学んだ (M.C.L.)。1959年に、ハイデルベルク大学の Hermann Mosler の下で、学位をえた (Der Unternehmensbegriff im Vertrag der Europäischen Gemeinschaft für Kohle und Stahl, 1969)。同年、結婚 (Jorinde, geb.Heygster)。1960年に、第二次国家試験に合格。ベントに就職、1961年から68年、経済試験社 (もと公社)、1964年から68年は、EU委員会で働き、1966年に、ハビリタチオン奨学金をえて、1968年に、ハイデルベルクで Wolfgang Hefermehl の下で、ハビリタチオンを取得した (Die Stellung des Vertragshändlers im französischen Recht, 1968)。1969年に、ハンブルク大学の正教授、1975年に、Hefermehl の後任として、ハイデルベルク大学教授となった。1991年から97年に、学長、2001年に定年となった。民法、商法、会社法、経済法、ヨーロッパ経済法、比較法などの多数の業績がある。1976年に、Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht の共同編者となり、NJW 2003, 32 (Habersack Mathias) に、経歴がある<sup>40)</sup>。Deutsch (1929.4.6) は、Heidelberg時代の弟子である。

(8) ビドリンスキー (Bydlinski, 1931.11.20-2011.2.7) についても、本稿では立ち入らない。5人の息子のうち、2人、Peter Bydlinski は、グラーツ大学の民法教授、Michael Bydlinskiは、リンツ大学教授で、最高裁の裁判官となった。拙稿「ビドリンスキーとオーストリア民法学の発展」国際商事法務39巻10号1438頁-1441頁参照。

(9) 縁戚ではないが、ハーガーには、Günter Hager (1943.9.16-2017.2.19) のほか、以下の2人がいる。G.Hager については、かねて述べた (「ハーガーとケメラ学派」国際商事45巻8号1188-1190頁)。

(a) ミュンヘン大学の Johannes Hager (1951.7.9-) は、1951年に、ミュンヘンで生まれ、1970年から、国民経済学と法律学を学んだ。1975年に、第一次

---

40) 父 Ulmerについては、Kim / Marschall, a.a.O.(前注30), S.449. 子の Ulmerについては、Who's who, a.a.O.(前注30), S.735.

国家試験に、1978年に、第二次国家試験に合格し、1981年に、学位をえた (Gesetzes- und sittenkonforme Auslegung und Aufrechterhaltung von Rechtsgeschäften, 1983)。1988年に、ミュンヘン大学のカナリスの下で、ハビリタチオンを取得し (Verkehrsschutz durch redlichen Erwerb 1990)、1989年に、Eichstätt (Ingolstadt) 大学の正教授となった。1992年に、ベルリンのフンボルト大学、2002年に、ミュンヘン大学教授となった。民法、民訴法、商法を専門とする。

業績には、Die Stellung des Kindes nach heterologer Insemination, 1997.

Staudinger Kommentar zum bürgerlichen Gesetzbuch 13. A. 1999 (§ § 823-825).

Anwaltkommentar, 2002 (§ § 346-354).

Die Patientenverfügung, (hrsg.) 2006などがある。

(b) Gerhard Hager (1942.9.26-) は、1942年に、ウィーンで生まれ、1960年から法律学を学んだ。1966年に、ウィーン大学で学位をえて、1979年に、ウィーンの高裁判事、1991年に、オーストリアの最高裁判事となり、1996年に、ヨーロッパ議会議員となった。専門は、刑法、情報法である。ウィーン大学の役員やオーストリア JZ の編集委員である。

Nichtigkeitsbeschwerde und Berufun, (hrsg.) Hager/Meller, 1986.

Persönlichkeitsschutz im Straf- und Medienrecht, 1991, 4. A. 2000.

Heiteres vom Höchstgericht, 1995.

Grundrechtsbeschwerde-Gesetz (hrsg.) Hager/Holzweber, 1998.

Wie bring ich meinen Mann ins Grab, 2000.

### III 法律家の社会的な上昇と固定

#### 1 法学者の社会的地位と変遷

(1)(a) 19世紀までのキール大学の教授についての研究によれば、古い時代の大学では、個人が大学に特徴を与えている。構成員の数は少なく、構成員と

地域との関係も密であったからである。また、個人ごとの統計によって、教授団や大学の特徴をつかむことが可能であった。これに対し、新しい時期、とくに1965年以降は、データ保護の観点から、かえって調査が困難となっている<sup>41)</sup>。今後は、ビッグデータのような方法でもなければ、詳細な調査は困難と思われる。

(b) 家父性が、古い時代の大学の特徴であり、家族的大学(Familienuniversität)ともいえ、あたかも王朝的な血縁関係がみられる。若手の教授と教授の娘との結婚も多く、地域的特性もみられる。女性教授はおらず、比較的近時の1919年から1965年の間でも、教授862人中8人だけである。教員は、町の一定の区域に集中して住んでいた(キールでも中心近くのDüsterbrook, Blücherplatzなどである)。収入の状況も似ている。時代や場所による影響もみられ、キールでは1665年後は収入もよかったが、18世紀前半はあまりよくなかった。19世紀前半と、第一次世界大戦前の1900年代は、よかったとされる。

第二帝政(ビスマルク帝国)の時期には、比較的高い給与でよい生活をしたのである。教授の固定給は、収入の一部にすぎず、とくに法と医学の関係では、鑑定による収入が多く、哲学や自然科学の教授よりも、おおむね収入はよかったのである。一般的には、学生に部屋を貸したり、賄いをするることによる収入もあった。これは、50%の教授が、キールに所有する家をもっていたからである。キールは、とくに海軍の軍拡政策でうるおっていた。教授層は、伝統的に上位の市民層に由来する者が多く、時代が下ると、工場主や大商人に由来する

---

41) Auge, Der Kieler Professor bis zur Mitte des 20.Jh - Eine typologische Annäherung, in Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, 350 Jahre Wirken in Stadt, Land und Welt (キール大学の Festschrift), 2015, S.425f.

ただし、地域と時代による特性はある。たとえば、聖界諸侯の地元であるトリアー大学では、17世紀の前半まで、教授の3割が聖職者であった。すなわち、32人中、11人が聖職者で、18人が非聖職者であった(3人は不明)。しかし、17世紀の後半や18世紀の初頭では、世俗の者が増加したのである。Vgl. Berens, Trier Juristen, Die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722, 2008, S.212.

者も増えた<sup>42)</sup>。これらの者の中には、私的なインスティテュートを設置し、それを大学に寄付したり、地域や社会に貢献することもあり、他大学からの招聘を断ることも多かったのである<sup>43)</sup>。

(2) ドイツの大学の歴史において、大学教授の権威が確立したのは、19世紀に入ってからである。その理由は、フンボルトによるベルリン大学の創設、サヴィニーが教授の地位を重くみたこと、カントなどの影響力の拡大にもあるが、それよりも、土地貴族やブルジョアが、長男に土地資産を譲る代わりに、二・三男を、大学や士官学校に通わせて、行政官や司法官・軍人などの国家的職業につけたという行政・軍事的官僚制の確立が重大だったのである<sup>44)</sup>。

ただし、1860年以降のキール大学の教授の出身地別の検討によれば、キールのみならず、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン以外の外部者も増えた。これは、プロイセン、ひいては統一ドイツに組み込まれたことから、アカデミックな学者の移動の枠内に組み込まれたからである。ヨーロッパの学者の移動は中世以来のものと考えられているが(実際には、一部の著名教授以外には、意外に定着性が高い。また、著名教授でも、かなり高い)、19世紀以降、定着性はまったく失われた。キールは、かつてのような最終の勤務地とは考えられなくなっ

---

42) Auge, a.a.O.(前注41), S.427ff., S.430. 17世紀のトリアーの法学者の収入については、Berens, a.a.O.(前注41), S.219ff. があり、興味深い。

大学の構成員の家族的な性格は、キール大学に限らず、マールブルク大学にも、みられる。マールブルク大学の教授の縁戚関係については、マールブルク大学に関する別稿を参照されたい。とくに、人的な流動性が増す前の18世紀までの教授にみられる。

43) Ib.(Auge), S.431.

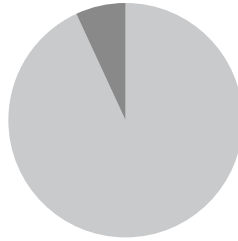
44) 戒能通孝・法律講話(1952年)391頁の表現によれば、それまでの大学教授は、日本の儒者と同様に、「茶坊主なみに扱われた」にすぎなかった。形而上の理由よりも、形而下の理由がしばしば重要である。

また、大学進学率の増加が重要である。高級官僚は、従来の貴族であることだけではたりなくなり、大学の卒業生であることが必要となったのである。後述2のグラフ参照。しかし、裁判官だけではなく、高級官僚の出自をみると、親も高級官僚であることが多かった。官僚制度は、世代を超えて再生産されたのである。

た。1919年から1965年の間の862人の教授のうち、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の出身者は64人にすぎない(7%)。辺境の大学は、経歴の出発点と位置づけられ、人員の交代が激しくなったのである<sup>45)</sup>。このことは、キール大学に、のちの1930年代に、ナチスの影響が早くに浸透し、キール学派の形成される一要因となったが、本稿では、この点については立ち入らない<sup>46)</sup>。

キールは、ハンブルクなどと並ぶ重要港であり、第一次世界大戦末期の1918年11月に、ここにあった軍港の水兵が、講和を求めて蜂起し、労働者や兵士の評議会が権力を奪取して、ドイツ革命(第2帝政の崩壊)の先鞭をつけたところである。いわばワイマール共和国の開始と終焉の先取りをしたことになる。

#### 1919年から1965年の教授の出自



7%のみが、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の出身者  
93%は、州の外部者

45) Ib., S.432f. キールの教授は、アカデミックな放浪者(akademische Wanderer)となったのである。Ib., S.433. これは、ドイツ、ひいてはヨーロッパの学者一般にもあてはまる。ラートブルクが、ケーニヒスベルクからキールにきて、ハイデルベルクに移動した例にもみられる。キールやケーニヒスベルクは、多くの学者にとって、最初のステップとなっている。19世紀後半には、カント(Immanuel Kant, 1724-1804)のように定着する者は少ない。

他の多くの大学にとっても同様で、学者は、つねに移動を旨とするようになったのである。小規模大学であるマルブルク大学でも同様であるが、これについては、別稿による(独法105号29頁)。もっとも、その場合でも、たとえば、エンネクツェルスのように、終生マルブルクにとどまる例もある。小都市に魅力のあるドイツには、フランスの一面的なパリ信仰のようなものがないからである。格差は相対的

## 2 裁判官とその出自

(1) 1930年代と1961年代の人口構成では、官吏の割合は、4%と9%にすぎないが、1930年ごろの大学の学生では、官吏の子弟は48%にも達する。自由業者の子弟は、24%、被傭者の子弟は11%で、労働者の子弟は2%にすぎない。

また、親が官吏である割合が高いのは、裁判官にっそう顕著な特徴となっている。1959年の高裁(OLG)裁判官では、親が官吏の者の割合はさらに増加し、64%となり、裁判官一般の場合55%よりも高い。労働者の子弟は、2~3%にとどまる。戦後から高度成長期までの日本とは異なり、ドイツ、ひいてはヨーロッパの社会は、はるかに階級の固定した社会である。戦前のライヒ大審院では、もっと顕著であった。

より古い時代の法学者には、枢密顧問官の肩書をえたものが多い。他に述べたように<sup>47)</sup>、「枢密顧問官」は、当初は貴族的な意味をもっていたが、しだいに、たんなる官吏の通称、さらには美称・俗称となった。手っとり早い行政の補助になることが期待されたことから、ラントや都市の行政の種々の場面で、勲章と同様に乱発されたのである。ほかにも、教育顧問官、宗務局顧問官、医事顧問官などが、無数に登場する。著名な法学者の経歴をみると、父親がこうした称号をもつことが多い。官吏の子弟が多かったからである。1930年代でも、ビスマルク帝国やそれ以前の時代と大差はなかったことになる。

例外となるのは、ユダヤ系法律家である。その親は、金融業者や商人であることが多い。初期のユダヤ系法律家は、法律職につくことが可能となった最初の世代であった。

(2) ライヒ大審院の判事には、当初定年がなく、たとえば、Christian David

---

なものにすぎない。

46) 拙稿「キール学派と民法」一橋法学9巻2号23頁以下参照。

47) 枢密顧問官については、拙稿「法学上の発見と民法(2)」一橋法学11巻1号35頁で、エルトマンとの関係で述べたことがある。この肩書は、職務と無関係なことから、実質的にはほとんど無意味である。一定の年齢まで勤めれば、誰でも枢密顧問官となったのである。

Rudolf Schlesinger (1831-1912) は、81歳まで勤めた。ワイマール時代の 1923年に、定年法ができて (Personalabbauverordnung)、68歳となった。さらに、帝政期に任命された保守的な裁判官が多く、司法の危機を生じたことから、65歳に引下げられた。この間の事情は、ニューディール期のアメリカの最高裁の裁判官にも共通するところがある (この場合には、政策への賛否による任命である)。しかし、ワイマール共和国の時代に任命された 25 人の裁判官にも、労働者や被用者階級の出身者は、ほとんどいなかった<sup>48)</sup>。弁護士を除くと、労

---

48) Ministerium der Justiz, Rheinland-Pflaz, Justiz im Dritten Reich, Justizverwaltung, Rechtsprechung und Strafvollzug auf dem Gebiet des heutigen Landes Rheinland-Pflaz, Teil 1, 1995, S.204ff. ライヒ大審院の判事は、その成立から解体 (1879年から1945年) までに、ほぼ 330人を数える。

労働者階級の司法関係者がめずらしかったことから、ラボフスキーが研究対象となっている。Vgl. Oberkofler, Eduard Rabofsky (1911-1994), Jurist der Arbeiterklasse. Eine politische Biographie, 1997. GND: 118597493.

なお、こうした階級の固定化は、高等教育のシステムにもよっており、義務教育のあと、早い時期から、ギムナジウム、実務学校、本科学校に進路が分けられ、ギムナジウムの卒業者のみが大学に進学できた。そこで、この3方向を統合して、総合学校 (Gesamtschule) が、1970年代から創設された。小野・司法の現代化と民法 (2004年) 403頁。

上のラボフスキー (Eduard Rabofsky, 1911.8.7-1994.6.15) は、1911年に、ウィーンで生まれた。父は、本屋の被用者であった。1925年に、金属工の見習いとなり、社会主義若手労働者団 (SAJ) に入った。1927年に、政治活動を始めた。1930年に、共産主義青年同盟 (KJV)。1933年に、ナチスが政権を掌握すると、共産主義者とユダヤ人を逃す非合法活動に携わった。1941年に、秘密警察に逮捕されたが、1943年に釈放され、兵役に服した。戦後の1945年に、警察官となった。特例の大学入学資格 (Externistenmatura) をえて、ウィーン大学で法律学を学んだ。そのときの師の1人は、国際法学者のフェルドロース (Alfred Verdross, 1890.2.22-1980.4.27) であった。1946年に、ウィーンの労働組合 (Arbeiterkammer) の法務部門に属した。1948年に、法学博士の学位をえて、労働法学者として、学問的活動に従事した。1964年に、オーストリア刑法の改正に携わった。1967年に、ウィーンの労働組合の法務部長。1970年に、社会学博士と、労働法・刑法の教授資格 (facultas docendi) をえた (ベルリン・フンボルト大学)。1976年に、東ドイツ (ドイツ民主共和国) から名誉博士号をうけた。



働階級出身の法曹はめずらしい存在だったのである。

(3) 以下のグラフは、各時代の学生や法学生、裁判官の出自による統計である。上の2つは、人口に占める官吏の割合であり、1930年よりも、1961年には、かなり増加している、その下は、父親の出自である。学生の父親が官吏である割合は大きく、法学生でも同様であり、しかも、裁判官では大学生の平均をも超えており、割合で6割を超えているのである。労働者階級の出身者は、現在でも少なく、OLG 裁判官では、さらに少ない。イギリスほどではないが、ドイツも、なお階級的固定性が強い社会である。

(4) さらに、比較的早くから、裁判官の任官の年齢が高く、安定した収入を確保できる家庭しか、こうした職業を支えられなかった点も問題であった<sup>49)</sup>。

---

1994年に、グラーツで亡くなった。専門は、労働法である。著書に、Das österreichische Landarbeiterrecht, 1955; Rabofsky Eduard/Oberkofler Gerhard, Verborgene Wurzeln der NS-Justiz, 1985 がある。

彼に対する祝賀論文集 Rechtswissenschaft und Arbeiterbewegung (hrsg. v. Hagen Johann Josef/Römer Peter/Seiffert Wolfgang), Festschrift, 1976がある。

また、フィティング (Karl Fitting, 1912-1990.6.14) は、1912年に、ロートリンゲンの St. Avold で生まれた。フランクフルト (マイン)、ライプツヒヒ、ギーセンの各大学で法律学を学んだが、1933年に、政治的理由から勉学を中断した。ライプツヒヒで毛皮染物をし、1942年に逮捕、Mauthausenの強制収容所に入れられた。1945年に釈放。バイエルの労働省で参与、1950年に、連邦労働省、営業規則についての参与、労働保護部門の長、1966年に、労働法と労働保護部門の長、1977年に引退した。1990年に亡くなった。追悼文がある。Nachruf, NJW 1990, 2866 (Auffahrt)。

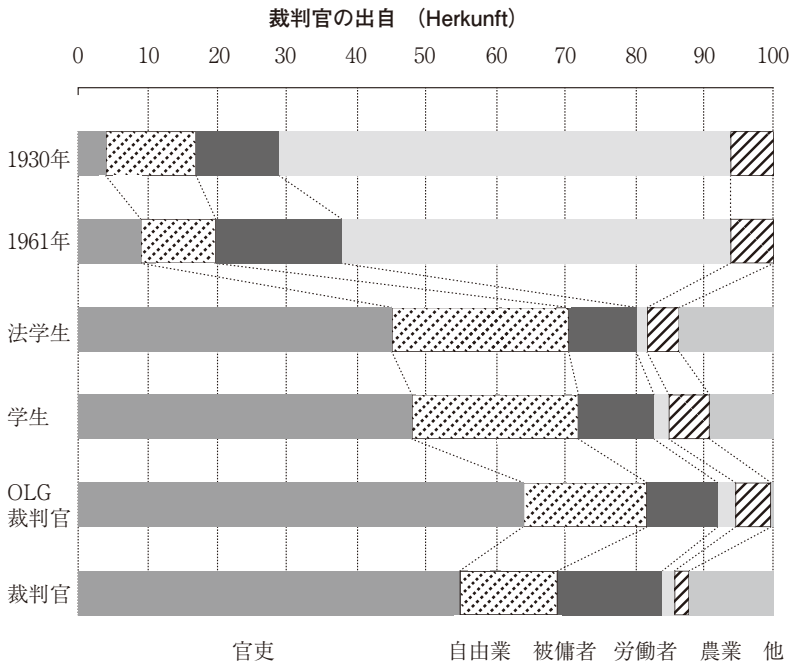
以下の著作は、形態を変えながらも多くの版を重ねた。

Fitting/Kaiser/Heither/Engels, Betriebsverfassungsgesetz, 1952, 20. A. 2000, 21. A. 2002, 22. A. 2004.

Fitting/Schmidt/Trebinger/Linsenmaier, 23. A. 2006, 24. A. 2008.

Handkommentar Betriebsverfassungsgesetz (BetrVG) mit Wahlordnung (hrsg. v. Fitting/Engels/Schmidt/Trebinger/Linsenmaier) 25. A. 2010, 26. A. 2012, 27. A. 2014, 28. A. 2016.

49) Ministerium der Justiz, Rheinland-Pfalz, a.a.O. (前注48), S.237. 戦後は、大学の授業料の無償化と司法研修に給与が与えられることが一般化したのが、それでも固定化



(前注48の文献 S.204) 文献ごとの割合の項目が異なることから、上2つには「その他」はない。

学生、法学生は、1928/29年。裁判官は、1961年から65年に任命された者の割合である。OLG (高裁) 裁判官は、1959年である。

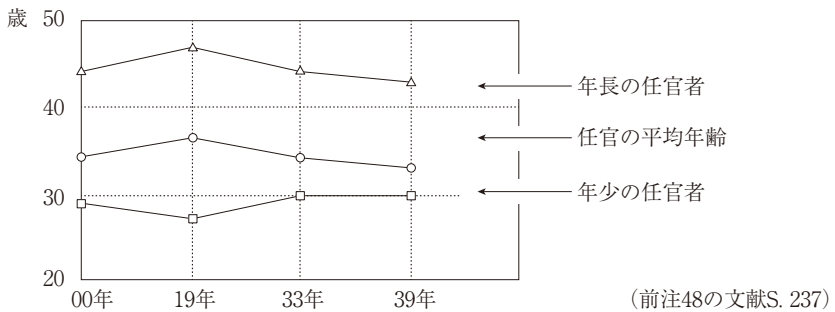
を打破するにはいたっていない。また、1990年代からは、大学に登録料が必要となり、無償化とは逆の動きがある。もっとも、その額は低く、日本やアメリカのような高額な授業料とは比較にならない。

ただし、帝政期からワイマール期に、ユダヤ系の裁判官の数は増加し、ワイマール共和国の時代には5%を超え、ナチスの政権獲得年の1933年には、7%にまで達した(人口比の1%を大きく上回る)。司法は、比較的差別の少ない職場だったのである。

ユダヤ系の裁判官でもっとも著名なウンガーは、オーストリアのライヒスゲリヒトの長官である① Joseph Unger (1828.7.2-1913.5.2) である。彼については、【法学上の発見】133頁参照。ライヒ大審院判事のウンガーは、② Wilhelm Heinrich Karl

裁判官の任官年齢

	1900-18 年	19-32 年	33-38 年	39-45 年
平均 ○	34.4	36.5	34.0	33.0
年長 △	44	47	44	43
年少 □	29	27	30	30



Alfons Unger (1849.8.3-1910.1.29) であり、1900-1909 年の間、大審院に在任した。オーストリアのウンガーとの関係は、明確ではない。Vgl.Lobe, Fünzig Jahre Reichsgericht am 1. Oktober 1929, 1929, S.369.

ほかに、③ゲッチンゲン大学のウンガーもいる (Friedrich Wilhelm Unger, 1810.4.8-1876.12.22)。このウンガーは、1810年にハノーバーで生まれた。1829年から、ゲッチンゲン大学で法律学を学び、1831年から、ミュンヘンの芸術アカデミーで、芸術史を学んだ。1834年に、法学博士 (De duorum praecipuorum iurisprudentiae apud veteres systematum tam indole quam origine libellus, 1834) となり、1837年から、ハノーバーとゲッチンゲンで研修をした。1840年に、同大学でハビリタチオンを取得、私講師となった。しかし、専門を変え、1857年に、ゲッチンゲン大学で芸術史の私講師、1862年に、芸術史の員外教授となった (76年まで)。Vgl. Catalogus professorum Göttingensium 1962, S.68, S.124 (哲学部), S.139 (同); DBE 10, 153.

また、④Alfred Unger (ca.1880-1945?) は、ユダヤ系の区裁判官である。法律学を学び、国家試験に合格し、Berlin-Moabit の区裁判官となったが、まず、Theresienstadt、次いで Auschwitz の収容所に収容され、1945年に亡くなったと推定される。Vgl.Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung, 2. A. 1990, S.262.

すなわち、20世紀の初頭でも、34歳程度であった。寿命の短い時代の年齢であるから、かなり高いといえる。1920年代には、36歳を超えていたが（世界恐慌は、1929年からである）、ナチスの政権獲得時の1933年以降は、やや早まった。34歳ぐらいである。その前（帝政末期からワイマール期）よりも2歳程度下がっていることになる。とくに公務員の採用数が増加したわけではないから、社会一般に、1933年以後、失業率が下がったことの反映と思われる。就職が容易になったことから、あまり長く待機しなくなったのである。ナチスによるユダヤ系の裁判官の追放がどこまで寄与していたかは不明である。

### 3 BGH 長官の Robert Fischer とその父

第3代のBGH長官のRobert Fischer (1911.8.22-1983.3.4) については、別稿で扱った(判時2265号3頁)。本稿では立ち入らない。

その父は、法学教授 Hans Albrecht Fischer (1874.5.30-1942.10.21) である。この父は、1874年に、Schönberg (Mecklenburg-Strelitz) で生まれ、祖父は牧師であった。1892年に、アビトゥーアを取得して、ハレ、ベルリン、ロシュトックの各大学で法律学を学んだ。1896年に、第一次国家試験に合格し、1897年に、ロシュトック大学で学位をえた (Vis maior im Zusammenhang mit Unmöglichkeit der Leistung, 1897)。兵役をへて、1901年に、第二次国家試験に合格した。1903年に、ロシュトック大学でハビリタチオンを取得した (Der Schaden nach dem Bürgerlichen Gesetzbuche für das Deutsche Reich, 1903)。そこで、員外教授となり、1909年に、ギーセン大学の員外教授となり、さらに1912年に正教授となった。1916年に、Rudolf Stammler の後任として、ハレ大学に移った。1918年にイエナ大学、1929年にブレスラウ大学の教授となった<sup>50)</sup>。

ただし、ブレスラウ大学の Otto Fischer (1853.3.30-1929.12.1) との関係はない。同人は、Lüdenscheid (Westfalen) で生まれ、ボン、ハイデルベルク、マールブルクなどドイツでも西方で学んでいる。

---

50) Kürschner 1926; Köbler, Wer war werにも記載がある。Otto Fischerについては、【法学上の発見】319頁。

専門は、民法で、不可抗力と不能に関する上記の学位論文が著名である。

Die Rechtswidrigkeit mit besonderer Berücksichtigung des Privatrechts,  
1911.

Bereicherung und Schaden, 1913.

Subjekt und Vermögen, 1923.

Rudolf Eucken und die Rechtsphilosophie, 1927.

Familie und Erbe, 1936.

#### IV む す び

20世紀にいたっても、親子や親族関係のある者は少なくない。前述 II 7 以外に、シーダーマイルの親子とその学派、マーシャルの一族について簡単にふれ、また若干の補遺をするにとどめる。

#### 1 シーダーマイルの学派と人物

(1) シーダーマイル (Hartmut Schiedermaier, 1936.1.16-) の父子は、その父の学派との関係で、民法上重要な学派とかかわっている。その一端は、父子の概観からも明らかである。

(a) 子のシーダーマイルは、1936年に、ボンで生まれた。父は、著名な法学者 Gerhard Ludwig Schiedermaier (1906-1086; GND 118607480) であった。母は、Imogen Schiedermaier (geb.Baum)。祖父は、レーゲンスブルクの著名な音楽家であった (Ludwig Schiedermaier, 1876- 1957)。ボン郊外の Bad Godesberg (戦後はボンの市域であり、首都機能の集中地であった) の高校 (Aloisiuskolleg) でアビトゥーアを取得し、当初、1955年に、フランクフルト (マイン) 大学で、哲学や芸術を学んだ。1956年からは、法律学と哲学を学んだ。1960年に、第一次国家試験に合格し、フランクフルトの高裁で研修生となり、1965年に第二次国家試験に合格した。1961年に、Ingeと結婚し、3人の子をもうけた。ピアニストの Valentin Schiedermaier (1963-) は、彼の息子である。

1968年に、フランクフルト大学で学位を取得し、1966年から74年まで、ハイ

デルベルク大学のマックス・ブランク外国公法・国際法研究所で研究員となった。1974年に、ハイデルベルク大学でハビリタチオンを取得した。1974年に、ラインラント・ファルツ州の政府職員として、連邦憲法裁判所の学術員となった。

1976年に、ザールラント大学の国法学・行政法教授となり、1983年には、ケルン大学の公法・国際法の教授となった。2001年に定年となり、2002年から、マインツ大学の非常勤講師となり、メディア法の継続教育に携わっている。1980年から2004年まで、ドイツ大学連盟の会長であり（後任は、Bernhard Kempen）、その後名誉会長である<sup>51)</sup>。

(b) 父のシーダーマイル (Gerhard Ludwig Schiedermaier, 1906.6.27-1986.11.23) は、民法学者のヴォルフ (Ernst Wolf, 1914.10.26-2008.3.28, 現実の法理論 (Reale Rechtslehre) で著名) の師である。

この父は、1906年に、マールブルクで生まれ、1929年に、学位をえた (Das Anwendungsgebiet des § 162 BGB)。1934年に、ボンで Hans Dölle の下で、ハビリタチオンを取得した (Vereinbarungen im Zivilprozeß)。民法法に関係が深い。1936年に、ケーニヒスベルクの商科大学で員外教授、1940年に正教授となった。同年、ケーニヒスベルク大学の正教授となった。彼は、1941年にデレガボン大学を離れるにあたり、後任の候補となったこともある。1943年、フランクフルト (マイン) 大学教授。1971年に、定年となった。1986年に、ボンで亡くなった。弟子には、民法学者のヴォルフ (Ernst Wolf, 1914.10.26-2008.3.28) のほか、Müller-Freienfels, Othmar Jauernig, Gerhard Lüke, Wolfgang Münzberg, Peter Arens, Fritz Nicklisch, Peter Gilles など著名な学者がいる。民法・法制史のディルヒャー (Hermann Dilcher, 1927.11.24-1996.12.8) は、フランクフルト大学での学位取得時の弟子である<sup>52)</sup>。

---

51) Who's who, a.a.O. (前注30), S.607.彼の写 真は、DUZ 12/1992, S.13 (Im Amt Bestätigt) にある。これは、Deutsches Hochschulverband (DHV) の総裁に再選されたときの記事である。なお、筆者は、1990年代ボンに滞在中に、東ドイツ地域の大学再建問題について、同教授の講演会を聴き、その後、大学連盟から資料の提供をうけたことがある。【大学】41頁参照。

52) Lüke/ Jauernig, Festschrift zum 70.G., 1976; Kim / Marschall, a.a.O.(前注30),

(2) 祖父は、レーゲンスブルクの著名な音楽家であった(Ludwig Schiedermaier, 1876- 1957)。そこで、孫のHartmutも、当初はフランクフルト(マイン)大学で、哲学や芸術を学び、のちに、法律学と哲学を学んだのである。息子のValentin Schiedermaier(1963-)もピアニストである。どちらかというところ、芸術家の家系ともいえる。

(3) 同名のRudolf Schiedermaier(1909.5.8-1991.6.6)は、1909年に、ミュンヘンで生まれた。父は、高校の教頭であった(Oberstudiendirektor)。ヴェルツブルクの実務ギムナジウムでアビトゥーアを取得し、1933年に、ヴェルツブルク大学で法律学を学び、1933年に、同大学で学位をえた(Der Verein des öffentlichen Rechts in Bayern)。1935年から、行政官となった。1940年から45年の占領期に、ノルウェーの占領政府の行政の長となった。戦後は、ヴェルツブルクの行政裁判所の長官となった。1991年にヴェルツブルクで亡くなった。上述のシーダーマイル父子と直接の姻戚関係はない。

(4) 上述のディルヒャー(Hermann Dilcher)は、1927年に、フランクフルト(マイン)で生まれた。フランクフルト大学で法律学を学び、1953年に、同大学のGerhard Schiedermaierの下で、学位をえた(Die Vollstreckung der Abgabe einer Willenserklärung, 1953)。1960年、同大学のHelmut Coingの下で、ハビリタチオンを取得した(Die Theorie der Leistungsstörungen bei Glossatoren Kommentatoren und Kanonisten, 1960)。1962年、キール大学の正教授、1965年に、ボーフム大学の教授となった。おもな専門は、法史、民法、民訴法である。1996年、ボーフムで亡くなった。追悼文として、In mermoriam Prof. Dr. Hermann Dilcher (akademische Gedächtnisfeier) 1997。ハビリタチオン論文は、中世の注釈学派などにおける詳細な給付障害論である。とくに、ドイツ民法に顕著な当事者の一身的事由にもとづく給付障害のさいの危険負担を検討している。

Sachenrecht in programmierter Form, 1970, 4. A. 1982.

Schuldrecht Besonderer Teil in programmierter Form, 1974, 2. A. 1982.

Die sizilianische Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II., 1975.

(5) G.ディルヒャー (Gerhard Dilcher, 1932.2.14-) は、その従兄弟である。1932年に、ヘッセンの Schlüchtern (ダルムシュタット近郊) で生まれた。法学を学び、第一次、第二次国家試験に合格。フランクフルト (マイン) 大学で学位をえて (Paarformeln in der Rechtssprache des frühen Mittelalters, 1961)、1961年から、ローマのドイツ歴史協会 (Deutsches historisches Institut Rom) の奨学生となった。1966年に、フランクフルトの Adalbert Erler の下で、ハビリタチオンを取得した (Die Entstehung der lombardischen Stadtkommune, 1967)。1967年に、ベルリン自由大学の正教授、1972年に、フランクフルト (マイン) 大学教授、1998年に、定年となった。専門は、ドイツ法史、教会法、民法である。顕彰記事がある。NJW 2002, 495 (Stolleis)。また、祝賀論文集もある。

Stadt - Gemeinde - Genossenschaft (Fest. zum 70. Geburtstag, hrsg. v. Cordes), 2003.

Sozialwissenschaften im Studium des Rechts, Bd. IV (hrsg. v. Dilcher/Horn), 1978.

Der rechtsgeschichtliche Grundlagentext, 1979.

Bürgerrecht und Stadtverfassung im europäischen Mittelalter, 1996.

Bader Karl Siegfried/Dilcher Gerhard, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 1 1999.

## 2 マーシャルの一族

(1) マーシャルの一族にも、多数の法律家がいるが、本稿ではあまり立ち入りえない。民法学者のマーシャル (① **Wolfgang Freiherr Marschall von Bieberstein, 1928.8.4-2003.6.10**) は、ケメラーの弟子である<sup>53)</sup>。この直系についてのみふれる (①・③・④・⑤・⑥)。

---

53) ケメラーについては、拙稿「比較法 (国際的統一法) の系譜と民法」民事法情報 282 号22頁参照。



マーシャルには、12世紀まで遡るマイセンの貴族の一族がおり、こちらは、13世紀には、マイセンの侍従職などを占めている。18世紀から、各地に広がり、プロイセンやザクセン、ボンメルン、ナツソーなど東ドイツだけではなく、バーデンにも進出した。このマーシャルが、当面の対象である。

(2) ①のマーシャルは、1928年、フライブルク（ブライスガウ）で生まれた。父は、法学教授であった。早くに父を亡くした点では、シュトル（Hans Stoll, 1926.8.4-2012.11.8）に似ている。1947年から、フライブルク、ベルン、フランクフルト（マイン）の各大学で学び、1952年に、第一次国家試験に合格し、1952/53年に、アメリカのシカゴ大学のロースクールで学び、1955年に、フライブルク大学の助手となった。1956年に、第二次国家試験に合格し、1959年に、ケメラーの下で学位をえた（*Das Abzahlungsgeschäft und seine Finanzierung*, 1959）。1966年に、同じくケメラーの下でハビリタチオンを取得した（*Reflexschäden und Regressrechte*, 1967）。私講師ののち、1967年に、フランクフルト大学で正教授となった。1978年に、ボン大学の教授となり、1996年に、名誉教授となった。メルボルン、ソウル、タマーセットの各大学で、客員教授をしており、来日もしている。知日派であり、日本人も多数受け入れている<sup>54)</sup>。

Die Produkthaftungspflicht in der neueren Rechtsprechung der USA, 1975.  
Gutachten zur Reform des finanzierten Abzahlungskaufs, 1978.  
Der finanzierte Abzahlungskauf, 1980.

---

54) Kim / Marschall, a.a.O. (前注30), S.268; GND: 104525916.マーシャルの一族については、DBEにも記載がある。6 (1997), 631 アメリカにも親戚がいる。

同教授の住所は、退官するまでボンにあったが（Niebuhrstr.6）、その出自は、フライブルク近郊にあったことから（Melcherhof/Unteribental, Buchenbach）、長期の休暇は、つねにそこの農場で過ごしておられた。大きな屋敷（Hof）があり、ここに招待された法学者は多数にのぼる。ボンの自宅には、先祖の大きな肖像画がいくつもかかっており、その中には、後述の⑤のものもあり、肖像画の曾祖父の生まれた時には、まだ神聖ローマ帝国が存在していた（その解体は1806年）という話が出たことがある（⑤参照）。Krista夫人は、ギールケと同じく、Stettinの出身であった。

Leasingverträge im Handelsverkehr, 1980.

Lüderitzと共編した Fälle und Texte zum Schuldrecht, 1969, 2. A. 1970, 3. A. 1970, 4. A. 1979, 5. A. 1986 は、版を重ねた。

## ② Walter Marschall von Bieberstein, 1930.5.29-2014.9.4

この②のマーシャルは①の弟である。彼は、1930年に、フライブルク（ブライスガウ）で生まれた。父は、法学教授であった。フライブルク大学で法律学を学び、1954年に、第一次国家試験に合格し、1958年に、学務省で働き、学位をえた（Zum Problem der völkerrechtlichen Anerkennung der beiden deutschen Regierungen, 1958）。1961年に、第二次国家試験に合格した。1976年から、外務省に勤務し、1979年に、バングラデッシュのダッカの大使、1985年に、ビルマのランゲーンの大使となった。1995年に隠退し、2014年に、フライブルクで亡くなった。

## ③ Friedrich (Fritz) Adolf Hans Marschall von Bieberstein, 1883.4.11-1939.10.17

この③のマーシャルは、①②の父である。彼は、1883年に、カールスルーエで生まれた。バーデンの大臣の家系であった。ジュネーブ、ベルリン、ミュンヘン、ハイデルベルクの各大学で、法律学と国民経済学、哲学を学び、1905年に、第一次国家試験に合格した。1910年に、第二次国家試験に合格し、ハイデルベルク大学のGerhard Anschützの下で学位をえた（Armeebefehl und Armeeverordnung in der staatsrechtlichen Theorie des 19. Jahrhunderts, 1910）。1911年に、Verantwortlichkeit und Gegenzeichnung bei Anordnungen des obersten Kriegsherren を著し、これはハビリタチオン論文の基礎となった。1913年に、ハレ大学で員外教授となり、1915年に、チュービンゲン大学で、Rudolf Smend の後継となった。第一次世界大戦で兵役に服し、捕虜となった。1919年に、大学に復帰し、1920年に、フライブルク（ブライスガウ）大学教授となった。1934年に、ナチス法曹連盟に加入した。Heinrich Rosinの後継として、フライブルク大学の正教授となったが、1939年に、フライブルクで亡くなった（56歳<sup>55)</sup>。①は、まだ11歳であった。専門は、公法である。

④ **Adolf (Hermann) Freiherr Marschall von Biberstein, 1842.10.12.-1912.9.24**

この④は、1842年に、カールスルーエで生まれた。③の父である。ハイデルベルク、フライブルク（ブライスガウ）大学で、法律学を学び、1871年に、Moosbachで検察官となった。1875年から1883年に、バーデンの第1院の議員、1878/81年に、ライヒ議会議員（deutsch-konservativ）となり、1882年には、

55) Vgl. Marcon/Strecker, 200 Jahre Wirtschafts- und Staatswissenschaften an der Universität Tübingen, 2004, 425ff.

この Heinrich Rosin (1855.9.14-1927.3.31) は、1855年に、ブレスラウで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、商人であった。ブレスラウ大学で、ギールケほかから法律学を学んだ。20歳で第一次国家試験に合格し、学位をえて (Commentatio ad titulum legis salicae LIX de alodis, 1875)、1879年に、第二次国家試験に合格。1880年に、ハビリタチオンを取得した (Die Formvorschriften für die Veräußerungsgeschäfte der Frauen nach langobardischem Recht, 1880)。ブレスラウ大学で私講師となり、1883年に、フライブルク大学で員外教授、Friedrich Rive の後継であった。1888年に、同大学で正教授となった。バーデンでは最初のユダヤ系の正教授であった。ドイツ帝国で最初のユダヤ系の国法学の正教授でもあった。1897/98年に、副学長、1919年に定年となった。1927年に、フライブルク（ブライスガウ）で亡くなった。後継は、Fritz Freiherr Marschall von Bibersteinであった。

Der Begriff der Schwertmagen in den Rechtsbüchern, 1877.

Das Polizeiverordnungsrecht in Preußen, 1882.

Das Recht der öffentlichen Genossenschaft, 1886.

Das Recht der Arbeiterversicherung 1893.

Die wichtigsten Bestimmungen über die Verfassung und Verwaltung der Universität Freiburg, 1898 (Codex Rosinus).

Das Recht der Invaliden- und Altersversicherung, 1905.

Vgl. Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd.2 (Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914), 1992, S.294f.; Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. v. Heinrichs), 1993, S.369 (Hollerbach); ders., Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd.3 (Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945), 1999, S.216.

マンハイムの第1級検事となった。1883/90年に、ベルリンの連邦参議院代理議員 (Bundesratsbevollmächtigter Berlin)、1890年に、ライヒ次官、1897年に、コンスタンチノーブル大使、1907年に、第二回ハーグ平和会議の代表委員、1911年に、ロンドン大使となった。1912年に、Badenweiler で亡くなった<sup>56)</sup>。

#### ⑤ August Freiherr Marschall von Bieberstein, 1804-1888

この⑤は、④の父であり、裁判官であった。バーデンの枢密顧問官、マンハイムの上級裁判所判事 (Oberhofrichter) となった<sup>57)</sup>。彼の生年には、まだ神聖ローマ帝国が存在していたのである (962年-1806年)。①のボンの家には、⑥以降の先祖の肖像画がかかっていた。

#### ⑥ Karl Wilhelm Freiherr Marschall von Biberstein, 1763.12.21-1817.8.11

この⑥は、⑤の父であり、1763年に、シュトゥットガルトで生まれた。バーデンの政治家で、内務大臣となった。1817年に、カールスルーエで亡くなった<sup>58)</sup>。

### 3 ズイフェルトの補遺

ズイフェルトという法学者には、2人の著名人がいる。ほかにも数人がおり、かねてその関係はあまり明確ではないとした (【法学上の発見】321頁)。以下では、その補遺を兼ねている。

(1) ズイフェルト (① Johann Adam Seuffert, 1794.3.15-1857.5.18) は、ヴェルツブルクで生まれた。父も法律家の Johann Michael Seuffertであった (後述③)。ヴェルツブルク大学で法律学を学び、1814年に、ナポレオンからの解放戦争に従軍した。1815年に、学位を取得、1816年に、Heise と Hugo のもとでハピリタチオンを取得した。1817年に、ヴェルツブルク大学で、員外教授となり、1819年に、同大学で、正教授となった。1831年に、バイエルンのラント

56) Vgl. Verchau, Marschall von Bieberstein, Adolf, NDB 16 (1990), S.256 f.

57) Vgl. Weech, DBA 807, 87-90, DBI 3, 1324c. GND: 137363753.

58) Vgl. Weech, Marschall von Bieberstein, Carl Wilhelm Freiherr, ADB 20 (1884), S.433ff.

議会議員、1832年に、政治的理由から不当な逮捕をうけた。Straubing の裁判官、1834年に、Ansbach の控訴裁判所判事となった。

ゾイフェルトは、彼のパンデクテン・テキストにおいて、パンデクテン法学を法実務に適合させようとした。そのテキストは、明確性と簡潔、実務的な利用可能性と学問的な明白性の結合に成功している<sup>59)</sup>。業績は多い。

Lehrbuch des praktischen Pandektenrechts, 3 Bde., 1825, 2. Aufl. 1848, 3. Aufl. 1852, 4. Aufl. 1870.

Gesammelte rechtswissenschaftliche Abhandlungen, 1837. IV, 180 S.

Das Baurecht, die Reallasten und das Naherrecht, 1819.

Zivilistische Erorerungen, 1820.

Erlauerungen zu den Lehren des Erbrechts, 1820.

Erorerung einzelner Lehren des romischen Privatrechts, 1820.

Beitrage zur Lehre vom Weiderecht, 1822.

Beitrage zur Gesetzgebung insbesondere des Konigreichs Bayern, 1823.

Einige Bemerkungen uber die Kodizillarklausel, 1828.

Kommentar zur Gerichtsordnung, 1836ff.

Handbuch des deutschen Zivilprozesses (anderer Titel Kommentar uber die bayrische Gerichtsordnung), 1836f., 2. A., 1853ff.

(2) もう1人のゾイフェルト (② Lothar Georg Thomas von Seuffert, 1843.6.15-1920.3.25) はギーセン大学教授で、ドグマ史の業績がある。彼は、1843年に、ヴェルツブルクで生まれ、1861年に、ヴェルツブルク大学で法律学を学んだ。1868年に、学位をえて、1872年に、アウグスブルクの検察官代理 (Staatsanwaltsubstitut)、1875年に、ミュンヘンの裁判所試補、ベルリンのライヒ議会の記録担当者となり、1876年に、ギーセン大学の正教授となった。1881年に、グライフスヴァルト大学、1884年に、エルランゲン大学、1888年に、

---

59) Bibliotheca iuris (Werner Flume),354; Zelger, Johann Adam Seuffert, NDB 24 (2010), S. 279ff.; Stintzing/Landsberg, a.a.O. (前注10), Abt. 3, Halbband 2 Noten, S.261.

ヴェルツブルク大学、1895年に、ミュンヘン大学の教授となり、貴族となった。

契約法の諾約性と発展の研究で著名である<sup>60)</sup>。

Zur Geschichte der obligatorischen Verträge, 1881.

Zur Geschichte und Dogmatik des deutschen Konkursrechts 1888.

個別の研究では、Über die Wirkung eines vertragsmäßigen Cessionsverbotes, AcP 57 (1874), 105.

また、ドイツ民法典草案の債権法の研究ほかがある。

Die allgemeinen Grundsätze des Obligationenrechts in dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, 1889.

Die Lehre von der Ratihabition der Rechtsgeschäfte, 1869.

Das Autorrecht an literarischen Erzeugnissen 1873.

Kommentar zur Zivilprozessordnung für das deutsche Reich 1881.

(3) ほかに、③ Johann Michael von Seuffert (1765.1.5-1829.5.9) は、ヴェルツブルク司教領の大臣をした法律家である。ヴェルツブルク、ゲッチンゲンの大学で学び、貴族の家庭教師、政治家をした後、1788年に、ヴェルツブルク大学の員外教授、1814年に、宮廷裁判所長官、1817年に、Untermainkreisの控訴裁判所の長官となった。業績として、Von dem Rechte des peinlich Angeklagten seine Richter auszuschließen, 1788; De damno per ferarum incursum in agris pratis vineisque dato cui ius venandi competit, 1788; Versuch einer Geschichte des deutschen Adels, 1790; Operae venatoriae ad territoriales quatenus referendae sint, 1793; Vom Verhältnis des Staats und der Diener des Staats gegeneinander im rechtlichen und politischen Verstande, 1793.

④ Georg Karl von Seuffert (1800.10.15-1870.12.28) は、ヴェルツブルクで生まれ、ヴェルツブルク大学で法律学を学び、1822年に、ラント議会の書記、1825年に、郡裁判所試補、1830年に、ヴェルツブルクの都市裁判所試補、1833年に裁判官となった。1837年に、Schweinfurtの都市裁判所の部長、1857年に、Ambergの控訴裁判所裁判官、1852年に、ニュルンベルクの商事高等裁判所長

---

60) これにつき、拙著・契約における自由と拘束(2008年)7頁注21、39頁参照。

官となった。業績として、Streitfragen aus den Erkenntnissen des obersten Gerichtshofes des Königreich Bayern in Kompetenzkonflikten zwischen den Gerichten und Verwaltungsbehörden, 1858.

⑤ Ernst August Ritter von Seuffert (1829.9.1-1907) は、ミュンヘン大学の民法学者。ハイデルベルク、ミュンヘンの大学で学び、1854年に学位、ハビリタチオンを取得して、1857年に、教授となり、1894年に定年となった。著書に、Das gesetzliche Veräußerungsverbot bei Singular- und Universalvermächtnissen nach römischen Rechte, 1854がある。

⑥ Walter Seuffert (1907.2.4-1989.12.28) は、法律家、政治家、財政専門家。祖父は、Lothar von Seuffert ②である。1907年に、アメリカのニュージャージーで生まれた。1925年から、ハイデルベルク、フランクフルト(マイン)、ミュンヘンの各大学で、法学を学び、1932年に、第二次国家試験に合格、官房の職員、1940年に、ナチスから反逆罪の疑いをかけられ、拘留された。1941年に兵役、捕虜となった。1946年に、ミュンヘンで弁護士となり、1967年に、連邦憲法裁判所の副長官となった。1975年から弁護士。SPD の党员である。NJW 1990, 891 (Ley Richard) に追悼記事がある。

⑦ Hermann Seuffert (1836.8.28-1902.11.23) は、刑法学者である<sup>61)</sup>。父は、Johann Adam von Seuffert①である。叔父は、Ernst Seuffert⑤。ミュンヘン大学とハイデルベルク大学で学び、1861年に学位をえた。ミュンヘン大学でハビリタチオンを取得し、1868年に、同大学の員外教授。1872年に、ギーセン大学で正教授となった。1879年に、ブレスラウ大学、1880年に、ボン大学教授となった。業績として、Die refomatio in pejus im neueren insbesondere bayrischen Strafprozesse, 1861; Ein Wort in der Staatsanwaltschaftsfrage, 1865; Über Schwurgericht und Schöffengerichte, 1873; Ein neues Strafgesetz

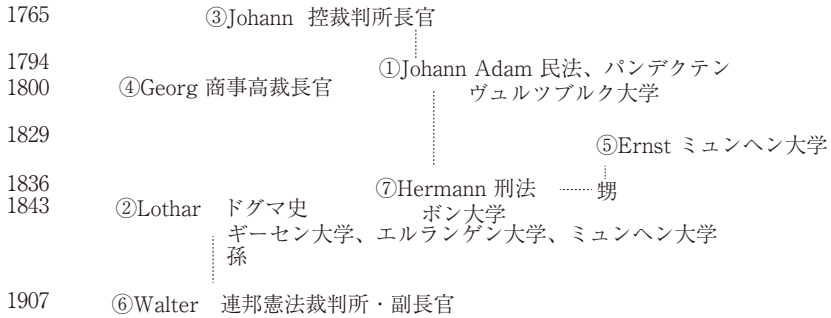
---

61) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 355. この Hermann Seuffert については、Andenken (Hervorragender Deutscher Juristen 1896-1906), Sonderbeilage zur DJZ, 1906 に写真もある。いちいち立ち入らないが、もっとも著名な Heigel, Georg Karl von Seuffert, ADB 34 (1892), S.53ff.また、Walter Seuffert については、NJW 1990, 891 (Ley Richard)。ほかに、Köbler, Wer war erにも簡単な記述がある。

für Deutschland, 1902.

なお、Seuffert Archiv という雑誌もある。J. A. Seuffert's Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten, Register über Bd.XXI-L.<sup>62)</sup>

### Seuffertの関係図



## 4 その他

(1) さらに、ジミティス兄弟と、ヴェスターマン父子がいる。

(a) ジミティス兄弟は、ギリシア系である。兄の Spiros Simitis (1934.10.19-) は、1934年に、アテネで生まれた。父も法律家で教授であった。1953年から、マールブルク大学で法律学を学び、1956年に、マールブルク大学 Rudolf Reinhardt の下で学位をえた (Die faktischen Vertragsverhältnisse als Ausdruck der gewandelten sozialen Funktion der Rechtsinstitute des Privatrechts, 1957)。1963年に、フランクフルト大学の Wolfram Müller-Freienfelsの下でハビリタチオンを取得した (Der Sozialstaatsgrundsatz in seiner Bedeutung für das Recht von Familie und Unternehmen, 1963)。1964

62) Seufferts Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten (1.1847-98.1944).さらに、Seufferts Blätter für Rechtsanwendung (72.1907-78.1913) という雑誌もあるが、どの Seuffert と関連するのは必ずしも明確ではない。



年に、ギーゼン大学の正教授。1969年に、フランクフルト(マイン)大学教授、定年となった。専門は、労働法、民法、法情報学、データ保護である。ヘッセン州のデータ保護委員を長くした。連邦のドイツ倫理委員会(Regierungsberatungskommission nationaler Ethikrat Deutschlands)の委員長もした。祝賀論文集がある。

Zur Autonomie des Individuums - Liber amicorum (hrsg. v. Simon Dieter), 1999.

Grundlagen der Produzentenhaftung, 1965.

Rechtliche Anwendungsmöglichkeit kybernetischer Systeme, 1966.

Automation in der Rechtsordnung, 1967.

Informationskrise des Rechts, 1970.

Mitbestimmung als gesetzgebungspolitische Aufgabe (Kübler/Schmidtと共著), 1978.

Kommentar zum Bundesdatenschutzgesetz (hrsg.), 1978, 2. A. 1979, 3. A. 1981, 4. A. 1994 (Lbl.), 5. A. 2002, 6. A. 2006, 7. A. 2011, 8. A. 2014.

Kindeswohl, 1979.

Von der Mitbestimmung zur staatlichen Administration, 1984.

Datenschutz in der europäischen Gemeinschaft (Lbl.) (hrsg.), 1992ff.

Dammann/Simitis, EG-Datenschutzrichtlinie, 1997.

Der verkürzte Datenschutz 2004.

Arbeitsrecht, Unwägbarkeiten und Dilemmata 2004.

(b) 弟のKonstantin Simitis (1936.6.23-)は、1936年に、アテネで生まれた。1954年からマールブルク大学で法律学を学び、ロンドン大学で経済学も学んだ。第一次国家試験に合格し、1958年に、マールブルク大学で学位もえた(Gute Sitten und ordre public, 1959)。第二次国家試験に合格、1971年に、ハビリタチオンを取得し、1971年に、コンスタンツ大学の正教授。1972年に、ギーゼン大学教授。1975年に、ギリシアに帰国し、1977年に、アテネ大学教授。ギリシアの農業・工業省の大臣となった。1996年には、ギリシアの首相となった。2003年に引退した。専門は、商法である<sup>63)</sup>。

Das griechische Aktienrecht (hrsg.), 1973.

Verbraucherschutz Schlagwort oder Rechtsprinzip, 1976.

Evolution und Modernisierung der griechischen Gesellschaft, 1988.

Nationalpopulismus oder Nationalstrategie, 1992.

(2) また、ヴェスターマンの父子が著名である。

(a) 父 H. ヴェスターマン (Harry Westermann, 1909.4.6-1986.5.31) は、1909年に、Grimersum (bei Norden) で生まれた。父は、改革派の牧師であった。1928年から、フライブルク (ブライスガウ)、ウィーン、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1931年に、第一次国家試験に合格、1933年に、ゲッチンゲン大学のユリウス・ギールケ (Julius von Gierke) の下で学位をえた (Die Konstruktion des Rechts an der eigenen Sache im Gebiet des Bürgerlichen Gesetzbuchs, 1933)。ユリウスはオットーの息子であるが、ユダヤ系法学者とされる。1935年に、第二次国家試験に合格し、弁護士となった。ナチスに批判的であったが、Friedrich Klausing (1887.8.19-1944.8.6) と親交があった (後述(d))。1942年以降、しだいに時代に流されたものの、ナチスとはかなりの距離をとったとされる。1938年に、土地法学者の Wilhelm Saure とプラハに赴いた。重症の胃の病気のために兵役を免れた。1940年に、ゲッチンゲン大学の Wilhelm Saure の下でハピリタチオンを取得し (Die Forstnutzungsrechte, 1940)、プラハ大学で私講師。1942年に、プラハ大学の員外教授、1946年に、ミュンスター大学の員外教授、1948年に、同大学の正教授となった (Walter Erman は、この時の弟子である)。Max Kaser や Rolf Dietz と密接な共同研究をした。1953/54 年に学長。1974年に、早期退職をした。専門は、民法、民訴法、団体法である。1986年に、カナダのバンクーバーで亡くなった<sup>64)</sup>。

祝賀論文集がある。Festschrift (hrsg. v. Hefermehl Wolfgang/Gmür

63) 兄弟とも、Who's who, a.a.O. (前注30), S.674.祝賀論文集がある。Festgabe zur Ehrenpromotion (hrsg. v. Gounalakis Georgios).

64) Münsteraner Juraprofessoren (hrsg. v. Hoeren T.), 2014, 162 (Casper). 子のヴェスターマンについては、Kim / Marschall, a.a.O. (前注30), S.476; Who's who, a.a.O. (前注30), S.782.

Rudolf/Brox Hans, 1974 (615 頁以下に業績目録があり、200 ほどの論文がある)。追悼記事として、Nachruf, Juristische Arbeitsblätter, 1986, 422 (Brox), Zeitschrift für das gesamte Genossenschaftswesen 1986, 169, Westfälische Jurisprudenz 2000, 393 (Großfeld), Niedersächsische Juristen 2003, 434. 弟子に、Manfred Nitschke, Jan Schapp, Hans Schulte, Bernhard Großfeld, Bernd Rütters, Hans Brox などがいる。

Grundbegriffe des BGB, 1958, 2. A. 1960, 3. A. 1963, 4. A. 1965, 5. A. 1968, 6. A. 1970, 7. A. 1972, 8. A. 1974, 9. A. 1975, 10. A. 1979, 11. A. 1982, 12. A. 1988.

(Westermann Harm-Peter), Sachenrecht 1966, 2. A. 1973, 3. A. 1975, 4. A. 1978, 5. A. 1980, 6. A. 1982, 7. A. 1998.

Personengesellschaftsrecht, 1972, 2. A. 1973.

Handbuch der Personengesellschaft, 1975, 3. A. 1980;

(b) 子の H.P. ヴェスターマン (Harm Peter Westermann, 1938.1.8-) は、1938年に、ゲッチンゲンで生まれた。父は、教授の Harry Westermann であった。戦争中は、プラハに、戦後は、母の出生地のオランダにいた。1957年から、ミュンスター、パリ、ウィーンの各大学で法律学を学び、1961年に、第一次国家試験に合格、ケルン大学で、ユダヤ系法学者の Walter Erman (1904.9.19-1982.11.6, BGB コメントールで著名) の助手となった。1964年に、ケルン大学の Gerhard Kegel の下で学位をえた (Die causa im französischen und deutschen Zivilrecht, 1967)。1965年に、第二次国家試験に合格、1966年に、ドイツ研究財団 (Deutsche Forschungsgemeinschaft) の奨学生となった。1969年に、ケルン大学の Walter Erman の下で、ハビリタチオンを取得した (Vertragsfreiheit und Typengesetzlichkeit im Recht der Personengesellschaften, 1970)。私講師となり、1970年に、ビエフェルト大学の正教授となった。1985年に、ベルリン自由大学、1989年に、チュービンゲン大学の教授となった。Joachim Gernhuber の後継であった。2006年に、定年となった。専門は、民法、商法、比較私法である。祝賀論文集がある。

Festschrift (hrsg. v. Aderhold Lutz), 2008. 顕彰記事として、Würdigung,

Deutschsprachige Zivilrechtslehrer 2, 2010, 147 (Paefgen).

Gläubigerschutz, 1971.

Die Verbandsstrafgewalt und das allgemeine Recht, 1972.

Handkommentar zum BGB (hrsg. v. Erman/Westermann), 5. A. 1972, 6.

A. 1975, 7. A. 1981, 9. A. 1993, 10. A. 2000, 11. A. 2004, 13. A. 2011.

Die GmbH & Co KG im Lichte der Wirtschaftsverfassung, 1973.

BGB Schuldrecht, Allgemeiner Teil, 1974, 2. A. 1976, 3. A. 1981.

Westermann Harm Peter/Bydlinski P., BGB Schuldrecht Allgemeiner Teil, 4. A. 1999. (以後、Weber Ralph が加わる) 5. A. 2003, 6. A. 2007.

Einstufige Juristenausbildung, 1975.

Kreditwirtschaft und öffentliche Hand als Partner bei Unternehmenssanierungen, 1983.

Über Unbeliebtheit und Beliebtheit von Juristen, 1986.

Handbuch der Personengesellschaft ( § § 1-37), 1989ff.

Grundbegriffe des BGB, 1958, 2. A. 1960, 3. A. 1963, 4. A. 1965, 5. A. 1968,

6. A. 1970, 7. A. 1972, 8. A. 1974, 9. A. 1975, 10. A. 1979, 11. A. 1983, 12. A. 1988, 13. A. 1991, 14. A. 1994, 15. A. 1999, 16. A. 2004, 17. A. 2013.

BGB Sachenrecht, 1969, 2. A. 1973, 3. A. 1975, 4. A. 1978, 5. A. 1980, 6. A. 1982, 7. A. 1984, 8. A. 1990, 9. A. 1994, 10. A. 2002, 11. A. 2005.

Das Verhältnis von Satzungen und Nebenordnungen in der Kapitalgesellschaft, 1994.

Münchener Kommentrar zum BGBや Scholz Kommenatr zum GmbHの共同編者や多数の祝賀論文集の共同編者となっている。Festschrift für Joachim Gernhuber, 1993; Festschrift für Claussen 1997, Festschrift für Wolfgang Zöllner 1999; Festschrrift für Gerold Bezenberger; Gegen den Strich - Festschrift für Klaus Adomeit, 2008; Festschrift für Georg Maier-Reimer zum 70. Geburtstag, 2010など。

(c) シュルテ (Hans Schulte, 1932.11.7-) は、Harry Westermannの弟子である。彼は、1932年に、ドルトムントで生まれた。1953年から、フライブル

ク(ブライスガウ)、ベルリン自由大学、ミュンスターの各大学で法学を学び、1956年に、第一次国家試験に合格、1961年に、第二次国家試験に合格し、裁判官となった。同年、ミュンスター大学の助手。1963年に、ドイツ銀行に勤務、1964年に、再度、助手となり、ミュンスター大学の Harry Westermann の下で学位をえた(Privatrechtliche Aufopferung und Enteignung, 1964)。1968年に、同じく Harry Westermann の下で、ハビリタチオンを取得(Eigentum und öffentliches Interesse, 1970)。1969年に、カールスルーエ大学の正教授。1999年に、定年となった。同名の Dietrich Schulte との関係は、明白ではない。専門は、民法、民訴法、鉱山法などである<sup>65)</sup>。

Zur Dogmatik des Artikels 14 GG, 1979.

Grundkurs im BGB, Bd. 1 1981, 2. A. 1985.

Grundkurs im BGB, Bd. 2 1985.

Grundkurs im BGB, Bd. 3 1986.

Rechtliche Gegebenheiten und Möglichkeiten der Sicherung des Abbaus oberflächennaher Bodenschätze, 1986.

Bergbau und Grundeigentum, 1990.

Raumplanung und Genehmigung bei der Bodenschätzegewinnung, 1996.

Umweltrecht 1999

(d) 上述のクラウジング(Friedrich Klausning, 1887.8.19-1944.8.6)は、1887年に、Mönchengladbachで生まれた。法学を学び、1913年に、マールブルク大学で学位をえた(Über Handelsgebräuche im Zahlungsverkehr mit Wechseln und Schecks, 1913)。Ernst Heymann(1870.4.6-1946.5.2,【法学上の発見】272頁)の弟子である(1904年から1914年に、マールブルク大学)。1914年に、ミュンヘンの技術大学の教授、1921年に、フランクフルト(マイン)大学の正教授。1932年に、マールブルク大学教授、1933年に、フランクフルト(マイン)大学教授。1920年からドイツ人民党に属していたが、1933年にナチスに加入した。フランクフルト大学では、ユダヤ系学者、ジンツハイマーと対立し

---

65) Who's who, a.a.O. (前注30), S.643.

た。ドイツ法アカデミー会員。1944年7月に、息子の Friedrich-Karl が、Stauffenbergの副官として、ヒトラー暗殺計画に加担したとして、同年8月5日に内務大臣の Karl Hermann Frank から解雇され、8月6日に、プラハで自殺した。専門は、商法、会社法、有価証券法である<sup>66)</sup>。

Die Zahlung durch Wechsel und Scheck 1919.

Uneinheitliche Ausübung mehrerer Stimmen durch Einzelpersonen und Personenverbände, 1928.

Reform des Aktienrechts, 1933.

GmbH-Gesetz 1934.

(3) なお、以下の者の縁戚関係は、必ずしも明確ではない（ヒューブナーとローレンツである）。ヒューブナーは3人いる。

(a) H.ヒューブナー（Heinz Hübner, 1914.11.7- 2006.2.28）は、1914年に、シレジアの Wohlau で生まれた。農民の家系であった。ブレスラウ大学で法学を学び、1939年に、兵役につき、捕虜となった。戦後、エルランゲン大学で学び、1948/49年に、Erwin Seidl の下で、学位をえて（Der praefectus Aegypti, 1952）、1953/54年に、Ludwig Schnorr von Carolsfeld の下で、ハビリタチオンを取得した（Der Rechtsverlust im Mobiliarsachenrecht, 1955）。エルランゲン大学で私講師、1955年に、ザールブリュッケン大学で員外教授、1956年に、正教授となり、学長もした。1960年に、ケルン大学教授、1968年に、学長。1983年に、定年となった（後継は、Klaus Luig）。専門は、民法、商法、ローマ法である。2006年に、亡くなった。92歳の長寿であった。1969/75年に、民法法学者協会の理事、1978年に、ノルトライン・ヴェストファーレン州の学術アカデミー会員<sup>67)</sup>。

---

66) Catalogus professorum academiae Marburgensis, 1979 II, 113; Diestelkamp B., Friedrich Klausling, in Juristen an der Univ. Frankfurt am Main 1989, 171; Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich 2003, S.313. 前注29)も参照。

ユダヤ系法学者には、亡命先で自殺したり、死亡する例があったが、キール学派でも、リッターブッシュ（Paul Ritterbusch, 1900.3.25-1945.4.26）のように、敗戦時に自殺した者がいる。ナチスの強い信奉者だったのである。

67) Who's who, a.a.O. (前注30), S.294. 祝賀論文集がある。Festschrift (hrsg. v.

Hübner Heinz/Riegner Joachim, Recht der Schuldverhältnisse, 1947.

Hübner Heinz/Riegner Joachim, Sachenrecht, 1948.

Allgemeiner Teil, Entscheidungssammlung, 1973.

Kodifikation und Entscheidungsfreiheit des Richters, 1980.

Lehmann Heinrich/Hübner Heinz, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Gesetzbuchs, 15. A./16 A. 1966.

Allgemeiner Teil des BGB, 1984, 2. A. 1996.

Rechtsdogmatik und Rechtsgeschichte, 1997.

Friedrich II. von Hohenstaufen und das Recht, 1997.

Rechtsdogmatik und Rechtsgeschichte, 1997.

(b) U.ヒューブナー (Ulrich Hübner, 1942.11.26-2008.8.3) は、1942年に、Wohlauで生まれた。ボン、ザールブリュッケン、パリ、ケルンの各大学で法学を学び、1967年に、第一次国家試験に合格、1971年に、ケルン大学 Ernst Klingmüllerの下で学位をえた (Die Haftung des Gardien im französischen Zivilrecht, 1972)。1972年に、第二次国家試験に合格、1976年に、ミュンスター大学の Bernhard Großfeldの下で、ハピリタチオンを取得した (Interessenkonflikt und Vertretungsmacht - Eine Untersuchung zur funktionalen Präzisierung des § 181 BGB, 1977)。1977年に、私講師となり、1978年に、ゲッチンゲン大学の教授、1979年に、コンスタンツ大学の正教授となり、2008年に定年となった。国際保険法のための作業部会 (Arbeitsgemeinschaft für internationales Versicherungsrecht) の会長をした。専門は、保険法、民法、商法などである。2008年に、ケルンで亡くなった。まだ、65歳であった<sup>68)</sup>。

---

Baumgärtel Gottfried/Becker Hans-Jürgen/Klingmüller Ernst/Wacke Andreas), 1984 (831 頁以下に業績目録)。顕彰記事がある。Würdigung NJW 1994, 2939 (Luig Klaus); NJW 1999, 3395 (Luig Klaus)。追悼記事として、Nachruf NJW 2006, 1574 (Becker)。

68) Who's who, a.a.O. (前注30), S.295.追悼論文集がある。Weitsicht in Versicherung und Wirtschaft, Gedächtnisschrift für Ulrich Hübner, (hrsg. v. Beckmann Roland Michael), 2012.

Handelsrecht, 1980, 2. A. 1985, 3. A. 1992, 4. A. 2000, 5. A. 2004.

Lambsdorff/Hübner, Eigentumsvorbehalt und AGB-Gesetz, 1982.

AVB und AGBG, 1984, 1986, 1989, 1993.

Hübner Ulrich/Constantinesco Vlad, Einführung in das französische Recht, 1974, 2. A. 1988, 3. A. 1994, 4. A. 2001.

Rechtliche Rahmenbedingungen des Wettbewerbs in der Versicherungswirtschaft, 1988.

Managerhaftung, 1992.

Rechtsprobleme des Abrechnungsverkehrs in der Erstversicherung bei Einschaltung von Versicherungsmaklern, 1992.

Umwandlungsgesetz (hrsg. v. Lutter Marcus), 1997,

Ulmer/Hübner, Das Recht der allgemeinen Geschäftsbedingungen, 1998.

(c) ゲルマニストの R.Hübner (Rudolf Hübner, 1864.9.19-1945.8.7) については、独法104号33頁参照。

(4) ローレンツにも、著名な法学者が3人いる。

(a) W.ローレンツ (Werner Lorenz, 1921.11.15-2014.7.21) は、1921年に、ザクセンの Lichtenstein-Callnberg で生まれた。父は、アカデミー会員であった。1940年にアビトゥーアを取得し、兵役に服した(空軍)。1945年に、捕虜となり、1946年に釈放された。ハイデルベルク大学で法律学を学び、1950年に、第一次国家試験に合格、1951年に、Eugen Ulmer の下で学位をえた (Die Haftung des Geschäftsherrn für die unerlaubten Handlungen seiner Gehilfen im englischen und deutschen Recht, 1951)。1952年に、第二次国家試験に合格、1952/53年に、オックスフォードに留学、1957年に、Eugen Ulmer と Eduard Wahl の下でハビリタチオンを取得した (Vertragsabschluss und Parteiwille im internationalen Obligationenrecht Englands, 1957)。私講師となり、1958年に、ヴェルツブルク大学で正教授、1965年に、ミュンヘン大学教授となり、定年までとどまった。専門は、民法、比較私法、国際私法である<sup>69)</sup>。2014年に、亡くなった。

---

69) Who's who, S.419. 70歳と80歳の時に祝賀論文集がある。Festschrift (hrsg. v.



Lorenz Werner/Kruse A., Die Haftung des Warenherstellers, 1966.

Contracts for Work on Goods and Building Contracts, 1980.

Privacy and the Press - A German Experience, 1990.

(b) E.ローレンツ (Egon Lorenz, 1934.7.9-) は、1934年に、Loxstedt (Cuxhaven) で生まれた。1955年から、マールブルク、ミュンヘン、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1959年に、第一次国家試験に合格、1963年に、ゲッチンゲン大学の Franz Gamillschegの下で学位をえた (Das Dotalstatut in der italienischen Zivilrechtslehre des 13. bis 16. Jahrhunderts, 1965)。1964年に、第二次国家試験に合格し、1969年に、同じく Franz Gamillschegの下でハピリタチオンを取得 (Die Eingliederung des Geschädigten in das Schadensersatzrecht, 1969)。1970年に、マンハイム大学の正教授となった。2002年に、定年となった。専門は、民法、労働法、私法史などである<sup>70)</sup>。

Zur Struktur des internationalen Privatrechts, 1977.

Dietl Clara-Erika/Lorenz Egon, Wörterbuch für Recht Wirtschaft und Politik (Dictionary of Legal Commercial and Political Terms), Bd. 1 Englisch-Deutsch (English-German) (Erdsiek G./Dietl C.-E.による著作), 2. A. 1979, 4. A. 1987, 6. A. 2000, 7. A. 2014.

Dietl Clara-Erika/Lorenz Egon, Wörterbuch für Recht Wirtschaft und Politik (Dictionary of Legal Commercial and Political Terms), Bd. 2 Deutsch-Englisch bzw. German-English 4. A. 1992, 5. A. 2005, 6. A. 2013.

---

Pfister Bernhard/Will Michael R.), 1991 (875頁以下に、業績目録がある)。Festschrift (hrsg. v. Rauscher/Mansel), 2001.

70) Who's who, aa.O. (前注30), S.418. 60歳、70歳、80歳の時に祝賀論文集がある。Recht und Ökonomie der Versicherung (hrsg. v. Hübner U./Helten/Albrecht, Festschrift zum 60. Geburtstag), 1994 (743頁以下に業績目録がある)。Kontinuität und Wandel des Versicherungsrechts (hrsg. v. Wandt/Reiff/Looschelders/Bayer, Festschrift zum 70. Geburtstag) 2004 (995頁、業績目録)。Versicherungsrecht Haftungs- und Schadensrecht (Festschrift für Egon Lorenz zum 80. Geburtstag, hrsg. v. Wandt), 2014.顕彰記事として、Würdigung FAZ 09. 07. 2004; Versicherungsrecht 2004, 846 (Wandt).

Die Lehre von den Haftungs- und Zurechnungseinheiten und die Stellung des Geschädigten in Nebentäterfällen, 1979.

Immaterieller Schaden und „billige Entschädigung in Geld“, 1981.

Das Drei-Säulen-Konzept der Daseinssicherung, 1981.

Die Auskunftsansprüche des Versicherten zur Überschußbeteiligung in der Lebensversicherung, 1983.

Lorenz/Wandt, Versicherungsrecht Textausgabe, 1997, 2. A. 2001.

(c) S.ローレンツ (Stephan Lorenz, 1961.12.13-) は、1961年に、ヴェルツブルクで生まれた。1984年から、ミュンヘン、ローザンヌの各大学で法学を学び、1989年に、第一次国家試験に合格、1990年に、ミュンヘン大学で学位をえて (Das intertemporale internationale Ehegüterrecht nach Art. 220 III EGBGB und die Folgen eines Statutenwechsels, 1991)、1992年に、第二次国家試験に合格した。1997年に、ミュンヘン大学の Andreas Heldrich の下で、ハビリタチオンを取得した (Der Schutz vor dem unerwünschten Vertrag, 1997)。ミュンヘンやエルランゲン大学で私講師をし、1997年に、アウグスブルク大学の正教授、2002年に、ミュンヘン大学教授となった。民法、民訴法、比較法などを専門とする。JuS の編者をした<sup>71)</sup>。

Lorenz Stephan/Riehm Thomas, Lehrbuch zum neuen Schuldrecht, 2002.

Köhler Helmut/Lorenz Stephan, Schuldrecht, Bd. 1 (Prüfe dein Wissen), 19. A. 2005, 20. A. 2006, 21. A. 2010, 22. A. 2014.

Medicus Dieter/Lorenz Stephan, Schuldrecht, II 14. A. 2007, 15. A. 2010, 16. A. 2012, 17. A. 2014.

Bamberger/Roth, BGB - Kommentierung, Art. 3ff. EGBGB 2. Aufl. 2008.

Münchener Kommentar BGB - Kommentierung, §§ 474 -478 BGB (Verbrauchsgüterkaufrecht) 5. Aufl. 2007.

Staudinger BGB, Kommentierung §§ 812-822 BGB (Bereicherungsrecht), 2007.

---

71) Who's who, a.a.O. (前注30), S.418.

Medicus Dieter/Lorenz Stephan, Schuldrecht, Allgemeiner Teil, 18. A. 2008, 19. A. 2010, 20. A. 2012, 21. A. 2014; Schuldrecht Besonderer Teil, 14. A. 2007, 15. A. 2010, 16. A. 2012, 17. A. 2014.

Danwitz Thomas von/Habersack Mathias/Lorenz Stephan, Aktuelle Entwicklungen im europäischen Verfassungs- Wirtschafts- und Schuldrecht, 2009.

(5) ヴォルフには、綴りの違う者まで入れると多数人がいる。もっとも著名なのは、ラーベルと同時代人の M.Wolff (1872.9.26-1953.7.20) であるが、別稿による(【法学上の発見】151頁)。ほかに以下の者がいる。

(a) Ernst Wolf (1914.10.26-2008.3.28) は、「現実の法理論」で著名である。フランクフルト(マイン)大学(1948年に員外教授)やマールブルク大学(1955年に正教授、1983年に定年)に勤めた。民法、法哲学、労働法が専門である。彼についても、別稿による(独法104号60頁)。

(b) Joseph Georg Wolf (1930.7.6-) は、1930年に、デュッセルドルフで生まれ、1959年に、ゲッチンゲン大学で学位をえて(Error im römischen Vertragsrecht, 1961)、1964年に、ゲッチンゲン大学のWieackerの下でハピリタチオンを取得。1964年に、フライブルク(ブライスガウ)大学で正教授、定年まで勤めた。ローマ法、民法、私法史を専門とする<sup>72)</sup>。

Der Normzweck im Deliktsrecht, 1962.

Die litis contestatio im römischen Zivilprozess, 1968.

Causa stipulationis, 1969.

Politik und Gerechtigkeit bei Trajan, 1978.

Das Senatusconsultum Silanianum 1988.

(c) Manfred Wolf (1939.1.5-2007.6.1) は、1939年に、ウルムで生まれた。チュービンゲンとミュンヘンの両大学で法律学を学び、1962年に、チュービンゲンで第

72) Who's who, aa.O. (前注30), S.800.ハイデルベルクの学術アカデミー会員。祝賀論文集がある。Quaestiones iuris (Festschrift) 2000.

ラーベルと同時代の Martin Wolff については、【法学上の発見】151頁参照。亡命法学者に関する別稿でも扱うので、本稿では立ち入らない。

一次国家試験に、1966年に、第二次国家試験に合格した。その間の1965年に、Lライザーの下で、学位をえた(Die dinglichen Gesamtrechte)。1970年に、物権法のテキストで著名なFritz Baurの下で、ハピリタチオンを取得した(Rechtsgeschäftliche Entscheidungsfreiheit und vertraglichen Interessenausgleich)。ベルリンと、フランクフルトの両大学で講師をした後、1972年に、フライブルク大学で、正教授となり、2004年に定年となるまで同地にとどまった。1977年から99年の間、フランクフルト高裁の裁判官を兼任した。日本でも客員教授をしている。2007年に、アメリカのNashvilleで亡くなった。専門は、民法、民訴法である<sup>73)</sup>。

著名なラーレンツの民法総則のテキストを改定している。Larenz/M. Wolf, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts 8. A. 1997, 9. A. 2004, 10. A. 2012以降 (Neuner Jörgにより継続)。

物権法は、スタンダードなテキストとして著名である。Sachenrecht, 1976, 18. Aufl. 2002, 24. A. 2008以降 (Marina Wellenhoferにより継続), 25. A. 2010, 26. A. 2011, 27. A. 2012, 28. A. 2013, 29. A. 2014, 30. A. 2015 (同書30版の翻訳が出版された。ヴォルフ・ヴェレンホーファー・ドイツ物権法(2016年、大場浩之、水津太郎、鳥山泰志、根本尚徳訳)。

告知に関する研究がある。

Allgemeine Grundsätze des Kündigungsrechts und des Kündigungsschutzrechts 1981, 3. A. 1989

Beuthien/Hadding/Lüderitz/Medicus/Wolf, Studienkommentar zum BGB, 1975, 2. A. 1979.

Gerichtliches Verfahrensrecht 1978.

Grundbegriffe des Rechts der freiwilligen Gerichtsbarkeit (Fritz Baurの著作の改定である), 2. A. 1980.

Wolf Manfred/Horn Norbert/Lindacher Walter, AGB-Gesetz, 1984, 2. A. 1989, 3. A. 1994, 4. A. 1999, 5. A. 2009, 6. A. 2013.

---

73) Who's who, a.a.O. (前注30), S.800.追悼記事がある。Nachruf NJW 2007, 2535 (Pfeiffer); Deutschsprachige Zivilrechtswissenschaftler 2, 2010, 387 (Pfeiffer)。追悼論文集は、Gedächtnisschrift für Manfred Wolf (hrsg. v. Dammann) 2011.

Münchener Kommentar zur ZPO, 1992 (GVG EGGVG EGZPO), 2. A. 2001.

(d) Hans-Joachim Wolf (1946-2012) は、裁判官である。

Hintzen Udo/Wolf Hans-Joachim, Die Mobiliarzwangsvollstreckung in der Praxis, 1994.

Hintzen Udo/Wolf Hans-Joachim, Handbuch der Mobiliarvollstreckung, 2. A. 1999.

Rechtsanwaltsvergütungsgesetz, 3. A. (hrsg. v. Schneider Norbert/Wolf Hans-Joachim), 2006, 7. A. 2013.

Handkommentar Familiengerichtskostengesetz (hrsg. v. Schneider Norbert/Wolf Hans-Joachim/Volpert Joachim), 2009.

ほかにも強制執行法関係のコンメンタールの編者となっている。

(e) Christian Wolf (1958.12.21-) は、ミュンヘン大学で法律学を学び、1985年に、第一次国家試験に合格、のち第二次国家試験にも合格し、1989年に、弁護士となった。バイエルンで、司法職につき、1991年に、ミュンヘン大学の Peter Schlosser の下で学位をえて (Die institutionelle Handelsschiedsgerichtsbarkeit, 1992)、1998年に、同じく Schlosser 下でハビリタチオンを取得した (Gerichtspflichtigkeit durch Vermögen, 1998)。2000年に、ハノーバー大学で、正教授となった。専門は、民法、民訴法、比較法などである。Juristische Arbeitsblätter (JA) の編者をした<sup>74)</sup>。

Grenzüberschreitungen (Festschrift für Peter Schlosser, hrsg. v. Bachmann/Breidenbach/Coester-Waltjen/Heß/Nelle/Wolf C.) 2005.

Vorwerk/Wolf, Kapitalanleger-Musterverfahrensgesetz 2007.

(f) Hans Jullius Wolff (1902.8.27-1983.8.23) は、1902年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、病理学者であった。著名な法学者 Martin Wolff (1872.9.26-1953.7.20) の縁戚と思われる (【法学上の発見】151頁)。ベルリン、ロシュトックの各大学で歴史、哲学、法律学を学び、1932年に、学位を

---

74) Who's who, a.a.O. (前注30), S.799. 啓蒙時代の法学者の C.Wolf については、マールブルク大学の法学者に関する別稿による。

えた (Zur Stellung der Frau im klassischen römischen Dotalrecht, 1933)。裁判官となったが、1933年に免職となり、パナマに亡命。1939年に、アメリカに移り、1952年に帰国し、マインツ大学の正教授、1955年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学教授。1983年に、フライブルクで亡くなった<sup>75)</sup>。専門は、夫婦法、家族法である。

Marriage law and family organization in ancient Athens, 1944.

The origin of judicial litigation among the Greeks, 1946.

Roman law, 1951, 2. A. 1964.

Beiträge zur Rechtsgeschichte Altgriechenlands und des hellenistisch-römischen Ägypten, 1961.

Das Justizwesen der Ptolemäer, 1962, 2. A. 1970.

Normenkontrolle und Gesetzesbegriff in der attischen Demokratie, 1970.

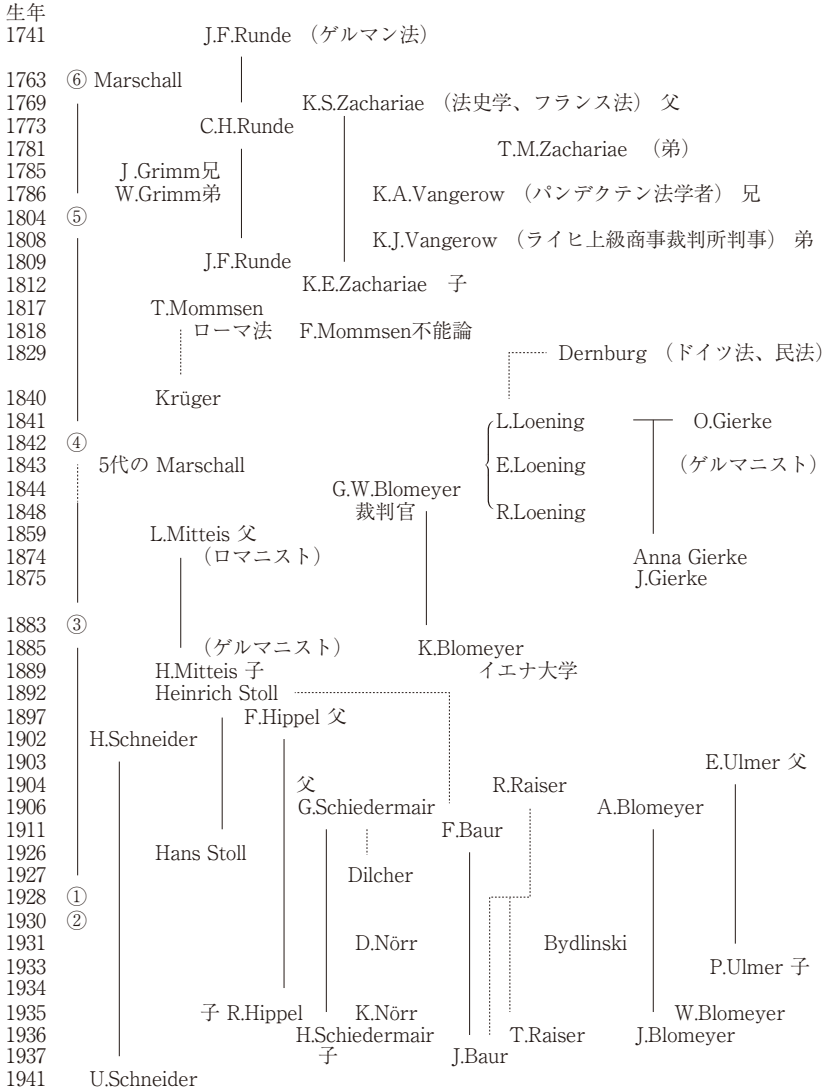
Die Bedeutung der Epigraphik für die griechische Rechtsgeschichte 1973.

---

75) 祝賀論文集がある。Hengstl Joachim (hrsg.) Griechische Papyri aus Ägypten als Zeugnisse des öffentlichen und privaten Lebens, (Festschrift) 1978.

なお、末尾のマールブルク大学の正教授と員外教授のグラフには、縁戚で教授という例も、多数みられるが、古い時代には、より多くの例がみられた。また、19世紀の初頭までは、大学内での昇進の数も多数であった。これについては、中世の大学に関する別稿を予定している。

法学者の系譜、縁戚



19世紀の教員 (S.152 Die Dozenten im 19.Jh.) 正教授と員外教授  
 マールブルク大学

